



農業農村整備

かごしま

VOL. 341
平成30年10月発行



トピックス

鹿児島県水土里サークル活動シンポジウム
- 県内の活動組織から1,500名が参加 -



水土里ネット

水土里ネット鹿児島

<http://www.midorinet-kagoshima.jp/>



INDEX

●トピックス

- 平成30年度 鹿児島県水土里サークル活動シンポジウムを開催 1

●本会の活動

- 平成30年度 第1回監事会及び監事監査を実施 4
- 平成30年度 第1回理事会を開催 5
- 各種事業推進協議会と合同で政策提案会・要請活動を実施 6
- 九州農業農村整備事業推進協議会及び
土改連九州協議会と合同政策提案を実施 10
- 地域土改連絡協議会及び土地改良区地域連絡会議を
県内各地域で開催 12

●政策情報

- 平成31年度 農業農村整備事業関係予算概算要求の概要 14
- 土地改良法の改正について 18

●ニュース・アラカルト

- 農業農村整備の集いに参加 24
- 棚田等保全協議会かごしまが理事会及び総会を開催 25
- 平成30年度 管理運営体制強化委員会を開催 26
- 平成30年度 受益農地管理強化委員会を開催 26
- 土地改良施設維持管理適正化事業研修会を開催 27
- 平成30年度 農道台帳作成・管理業務研修会を開催 27
- 平成30年度 情報セキュリティに関する研修会を開催 28
- 加治木地区で生きもの学習会を開催 29
- 棚田等保全協議会かごしまが各地で棚田協賛地区のイベントを支援 30

●土地改良区情報

- 各土地改良区の役職員研修会等を開催 32
- きらり★水土里女子 33

●各管内だより

- 鹿児島事務所 34
- 大隅事務所 35
- 徳之島支部 36

●新規採用職員の紹介

●お知らせ

- 日本政策金融公庫からのお知らせ 38
- 平成30年度「ため池のある風景」写真コンテスト作品募集 39
- 平成30年度版「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き」発行 39
- 第27回かごしまフォト農美展 展覧会の開催について 40
- 平成30年度 水土里ネット役職員研修会の開催について 40
- 徳之島支部の事務所移転について 40
- 水土里ネットの更新情報(設立・解散、理事長の変更等) 40

●会議・研修会情報

●編集後記



表紙写真

第26回かごしまフォト農美展 入選
小湊 美恵「大収穫」
撮影場所：南さつま市金峰町

- 41

- 41

平成30年度 鹿児島県水土里サークル活動シンポジウムを開催 － 県内の活動組織から1,500名が参加 －



開会挨拶を述べる宮路会長

本会に事務局を置く鹿児島県水土里サークル活動支援協議会は、8月23日、鹿児島市の宝山ホールにおいて、本県で多面的機能支払交付金事業（以下、水土里サークル活動）に取り組む市町村や組織を対象とした、平成30年度鹿児島県水土里サークル活動シンポジウムを開催した。本県では657組織が、総面積約4万3千haで活動に取り組んでいる（平成29年度末現在）。

このシンポジウムは、創意工夫に富んだ取り組み事例の発表や講演等を通して、各地域における活動の更なる充実・強化を図るとともに、共同活動を契機とした地域づくりの発展に資することを目的に、毎年、鹿児島県と共催で開催している。開催前日には台風の接近が心配されたが、当日は快晴の中、関係者ら約1,500名が参加した。

はじめに、鹿児島県水土里サークル活動支援協議会の宮路高光会長（日置市長）が日頃の水土里サークル活動に対する支援・協力に対してお礼を述べ、「県内各地から多くの皆さまにお集まりいただき感謝する。多面的機能支払交付金制度も10年近く地域の活動に活用されているが、今後は役員のなり手も少なくなる中で、組織の広域化など、皆さまに負担のない仕組みも考えていきたいと思っている。毎年、国への要請活動を行っているが、水土里サークル活動

にとって、予算確保が何よりも大事。十分な予算の確保に努めてまいりたい。本日のシンポジウムが、実り多いものであるよう祈念する」と挨拶した。

続いて、満園秀彦・県農政部次長が日頃の農業農村振興への理解と協力に対して謝意を表し、「本県の農業農村を取り巻く情勢は、さまざまな課題に直面している。このような中で、県は今年3月に、鹿児島が目指す姿や施策展開の基本方針を定めた『かごしま未来創造ビジョン』を策定した。魅力ある村づくりに向け、農村集落とNPO法人等の地域内外の方々が共同で取り組み、共生・共働の運動を展開するため、日本型直接支払制度を活用した地域資源の保全やグリーンツーリズムなど、都市・農村交流の推進に取り組んでいる。水土里サークル活動は、農地等の保全活動はもとより、農村文化の交流を通じた農村コミュニティの強化などにも貢献している。今後とも活動を通じた農業農村の活性化が図られるよう、なお一層のご活躍を祈念する」と述べた。



満園農政部次長の挨拶

来賓挨拶では、かごしま農業農村整備・水土里の会会長の堀之内芳平・鹿児島県議会議員が、7月の西日本豪雨について、犠牲となった方への哀悼と早期の復旧・復興を祈念すると述べた後、「水土里の会は、水土里サークル活動をはじめ、農業農村整備事業の推進を図り、力強い農業の確立と活力ある豊かな農村の建設に資す



ることを目的に、平成19年に鹿児島県議会の有志の会として設立された。水土里サークル活動は、農業農村が有する多面的機能の維持・発揮を図るとともに、地域の話し合い活動を通じて農村の活性化につながる施策として重要な制度であると認識している。水土里の会としても皆さま方の活動を最大限、後押ししたい」と挨拶した。

■基調講演



三善氏による講演

基調講演では『「むらを育てる」～農業の心、農村の知恵を活かして～』と題し、三善浩二氏が講演を行った。三善氏は熊本県出身で、九州農政局の課長などを務めた経歴がある。現在は農林水産省在職中の知見や経験を生かし、農山漁村の活性化に向けた地域づくりの計画や実践、評価・改善等に関するアドバイザーとして活動している。

講演の始めに、「まず、皆さんには郷土愛を持っていただきたい。そのために、二つお願いがある。一つは、美しい農村をつくり、維持してほしい。二つ目は、みんなで仲良く楽しく生活してほしい。よく都会の人が田舎に来るが、それは農村には都会にない美しさがあるから。汚ければ誰も来ようとはしない。仲良く楽しく過ごしていないと、子や孫は帰ってこない。限界集落と呼ばれるところでは、集落そのものがなくなるのではないかと心配する声も聞くが、そこに農業があり、農業が続く限り、集落はなくなる」と話した。

また、農村の課題をどう考えるかについては、高齢化問題、女性の能力をどう活かすか、地域の食をどう活かすか、という三つのポイントに絞って持論を述べた。

最後に、「農業は楽ではないが楽しい。継続することも大事。しかし、新たに何かを始めるということも、ぜひ大事にして欲しい」と会場へ呼びかけ、講演を締めくくった。

来場者から、「最近は限界集落という言葉が聞かなくなったが、なくなったのか」、「小さな活動組織にもできる取り組みがあれば教えてほしい」という質問があり、「限界集落という言葉は、それだけで暗いイメージがあり、役所もあまり使わない。また、市町村の人口自体が減少しているため、集落に限定した言い方がされなくなったのだろう」、「何事もまずはお金のかからないことから始めれば良い」と回答された。

次に、鹿児島県水土里サークル活動支援協議会事務局が、活動中の事故発生防止と、地域資源保全管理構想の策定の、大きく二つの項目に分けて情報提供を行った。また、シンポジウム後半では、県内三つの活動組織が各地域における活動事例を紹介した。

■^{おくだ}尾下地域活動組織（南さつま市・金峰町）



尾下地域活動組織の事例発表

はじめに、尾下地域活動組織が、事例発表の冒頭でドローンを使って活動地域を撮影した動画を流した後、活動状況等について発表した。

同組織は、平成19年度から農業者を中心に

水土里サークル活動に取り組んでいる。高齢化した農家には草刈り等の作業が重労働となっており、組織の構成員が所有するモアや防草シートなどを活用して、保全活動の省力化に取り組んでいる事例を発表した。

また、稲作豊穰を祈願する「お田植踊り」を次世代に引き継ぐことにより、世代を越えた継承を図るとともに、農村文化伝承の機運を図っていることも紹介した。

■^{ひとつき}一ツ木集落協定(さつま町・宮之城)



一ツ木集落協定の事例発表

次に、一ツ木集落協定が事例を発表した。さつま町のご当地キャラクター・さつまるちゃんも登場し、傍らで発表を盛り上げた。

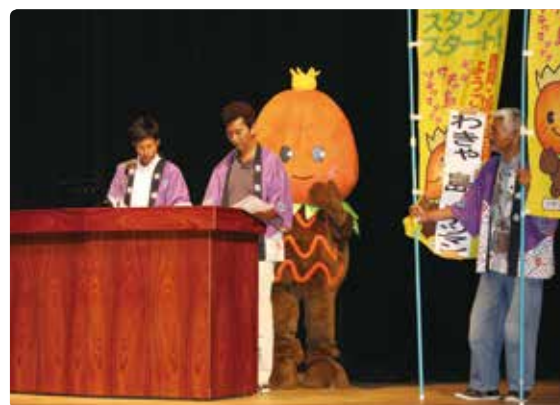
一ツ木集落では、「多様な事業の取り組みによる集落ぐるみの地域づくり」をキャッチフレーズに、組織と地域が一体となって耕作放棄地の拡大を防ぐ活動を実施している。

また、農事組合法人「ひとつき」を設立し、農地集積や農作業の受託を担っているほか、生産した農作物の加工・販売までを行う6次産業化への取り組みを進めている。

地域と一体となった、農地周りの草刈り作業などの共同活動が浸透するにつれて、地域の協力体制も整い、セイタカアワダチソウなど外来植物の駆除や自主施工での農道の舗装など、資源向上活動にも取り組んでいる。また、農地の約40%を農事組合法人に集積することで、集落内の耕作放棄地の増加に歯止めがかかったそうだ。

このほか、田の神講や収穫祭などの農村文化の伝承を行うことで、地域住民の絆がより一層強まっていることなどが紹介された。

■^{あきとく}秋徳の畑と水と緑を守り隊(瀬戸内町・秋徳)



秋徳の畑と水と緑を守り隊の事例発表

最後に、秋徳の畑と水と緑を守り隊が事例を発表した。南国のヒーロー、ソテツマンも、瀬戸内町から応援に駆けつけた。

活動を行う前の秋徳地域では、農家数が減少し、農家だけでは施設や景観の維持が困難になることや、耕作放棄地の増加が懸念されるなど、どのように農村環境を保全するかが課題となっていた。

現在、組織では、土地持ち非農家や不在地主とも連携を図り、農地の保全や耕作放棄地の解消に向けて積極的に取り組んでいる。また、学校や子ども会とも協力し、景観形成活動の一環として、コスモスやアジサイの植栽にも取り組んでいる。

人口は減少傾向にあるが、一人一人の意識が高まり、子ども会等と連携した活動を行うことで、高齢者と子ども達の接する機会が増え、集落全体が活性化していることなどが紹介された。

事例発表では、発表毎に質疑応答も行われた。他の活動組織の事例を参考に、自分たちの地域活動をより良いものにしたいという熱意を参加者が共有するシンポジウムとなった。



本会の活動

平成30年度 第1回監事会及び監事監査を実施



横山代表監事の挨拶

6月28日、本会では第1回監事会と第1回監事監査を実施した。

●第1回監事会

会に先立ち、横山宏志代表監事（吹上町土地改良区理事長）より、5月に行われた農林水産省の検査対応についてのお礼を述べ、「専務理事をはじめ、役職員一体となった組織運営に対し、感謝を申し上げます。本日の監事会、監査が円滑に実施できるよう進めていきたい」と挨拶があった。

次に、西野一秀専務理事が、監事の方々の出席に対するお礼と、「平成29年度の受託事業収入の実績は、当初目標を上回る成果を達成し、組織運営や各種事業活動も順調に推進できた」と報告した。また、「土地改良区の組織・運営に関する改正土地改良法も成立し、本会としても県内各地域で連絡協議会等を開催し、改正法制度の内容説明や会員の皆さまからの要望等について意見交換をさせていただいた。これらを踏まえて予算確保や制度の充実に向けた要請活動も実施中であり、今後も引き続き会員の声が的確に反映されるよう、さまざまな機会を捉えて農林水産省をはじめ、関係機関に要望してまいります」と挨拶した。

続いて、農林水産省の検査概要報告が行われた後、以下の2つの議案について審議が行われ、原案どおり承認された。

□議案

- ・第1号議案 平成30年度 監査実施計画について
- ・第2号議案 平成30年度 第1回監査結果について

●第1回監事監査

監事会で平成30年度の監査実施計画が承認されると、監事会を一時休会し、引き続き、監事監査が実施された。

本会の担当部署が、組織・運営に関する事項や会計に関する事項を説明し、監査を受けた。

監査を終えると、監事全員で監査簿のとりまとめを行い、監査結果について協議が行われた。

その後、監事会が再開され、横山代表監事が、「監査内容については、全て良好であり指摘事項はない。特記事項として、農林水産省の検査指摘事項については、適切な対応をお願いしたい」と述べた。そして、「業務の執行は事業計画に基づき適正に行われている。一般会計と特別会計についても予算書に基づき、適切に執行されている」と総評した。

また、監査の指摘事項とは別に、「土地改良区組織に関して、平成29年度は解散が3団体、2団体の合併が1件報告されている。今般の土地改良法の改正等への対応も必要不可欠だが、土地改良区の統合再編等についても、引き続き指導・支援をお願いしたい」と要望を述べ、監事会と監事監査を終了した。



監査

平成30年度 第1回理事会を開催



会長挨拶

本会では、8月3日、県土地改良会館において、第1回理事会を開催した。

議案審議に先立ち、永吉弘行会長は、日頃の組織運営に対するお礼を述べ、「6月1日に土地改良区の組織・運営に関する改正土地改良法が成立した。今回の改正は、農業構造の変化に、土地改良区の組織運営が適切に対応していくためのものであり、准組合員制度や会計の透明性を高めるための複式簿記の原則導入、総代会制度の見直し等の措置が講じられている。しかし、これらの改正内容を現場で運用していくための制度設計については、検討が必要な事項もある。本会では、県内各地域で地域土改連連絡協議会や土地改良区地域連絡会議を開催し、改正内容の説明や要望等について意見交換をさせていただいた。今後は、これらを踏まえ、会員の皆さまが、新たな制度を積極的に活用するための支援や、事業を安定的・計画的に実施するための予算確保が不可欠と考えている。皆さまには、さらなるご理解とご支援を賜りたい」と、挨拶した。

続いて、4月23日に開催した平成30年度臨時総会の開催結果について、事務局より報告がなされた。臨時総会では、学識経験理事の退任に伴う補欠選任について審議され、選考委員会から推薦された鹿児島県農政部長の本田勝規氏が新理事として可決承認され、4月24日に就任されたことが報告された。

理事会では、本田理事と本年度から参与に就任した県農地保全課の仮屋崎義宏課長、それぞれから就任のご挨拶をいただいた。

その後、議案が審議され、提出議案はすべて原案どおり可決承認された。

審議を終えると、事務局から、始良・伊佐地域選出の笹山義弘理事より5月10日付けで辞任届が提出され、後任の役員は次期通常総会で選出することが報告された。

このほか、5つの報告事項について事務局より説明があり、議事を終えた。

提出議案及び報告事項は、以下のとおり。

《提出議案》

第1号議案 平成29年度事業報告並びに一般会計・特別会計収支決算及び財産目録の承認について

第2号議案 平成30年度一般会計・特別会計収支補正予算の決定について

《報告事項》

- ・農林水産省検査結果について
- ・土改連九州協議会関連会議等について
- ・要請活動の状況について
- ・庁舎管理計画に基づく経過報告について
- ・職員新規採用計画について



第1回理事会



本会の活動

各種事業推進協議会と合同で政策提案会・要請活動を実施



政策提案会

本会では、5月30日から31日にかけて、平成31年度農業農村整備事業の施策等に関する提案活動を、鹿児島県と鹿児島県農業農村整備事業推進協議会、鹿児島県国営土地改良事業推進連絡協議会、鹿児島県水土里サークル活動支援協議会と合同で行った。

●政策提案会

5月30日は、農林水産省農村振興局への政策提案会及び要請活動、意見交換会を行った。

政策提案会では、県農業農村整備事業推進協議会会長の本坊輝雄・南さつま市長が日頃の事業推進に対するお礼を述べ、「昨年度は補正予算措置へご尽力いただき、また硫黄山の噴火に関しては地元農家が不安を抱える中、さまざまな支援対策を行っていただき、感謝申し上げます。本県では各種事業を推進したおかげで、豪雨災害や干ばつ等の課題も克服し、農業生産や防災、地域振興とあらゆる面で一定の効果を上げています。しかしながら、老朽化が進む土地改良施設への対応をはじめ、担い手農家の高齢化や減少、新食料供給基地実現のための農業生産力の強化等、課題は山積しており、農業農村整備事業のより一層の推進が必要となっている。本日は有意義な政策提案会となるようお願いしたい」と挨拶した。

次に、要望書の趣旨説明として、永野和行・肝付町長及び宮路高光・日置市長が「将来にわ

たり農業を持続的に発展させていくためには、今後とも農業農村整備事業を計画的かつ強力に推進する必要がある。そのため、財政支援の充実などについて、「提案・要望をしたい」と、以下の4項目を要望した。

《要望項目》

- ①農業農村整備事業の推進
 - ・計画的な事業推進に必要な予算（H31当初及びH30補正）を、安定的に確保すること
 - ・地域ごとのきめ細かな事業を実施するために必要な農山漁村地域整備交付金の予算を安定的に確保すること
- ②国営かんがい排水事業の推進
 - ・国営附帯県営事業を含めた大規模畑地かんがい事業の着実な推進が図られるよう必要な予算を確保すること
 - ・喜界島地区を全体実施設計地区として採択すること
- ③中山間地農業の振興
 - ・農業生産等において重要な役割を担う中山間地農業を後押しする「中山間地農業ルネッサンス事業」の十分な予算枠を確保すること
- ④多面的機能支払交付金の推進
 - ・地域共同活動による取組面積の維持・拡大に必要な予算を確保すること
 - ・経費については、事業を推進するための経費を含め、基本的に国庫負担とすること

続いて、大久保明・伊仙町長が奄美群島農業農村整備事業推進協議会の要望書を説明し、以下の4項目について要望した。

《要望項目》

- ①平成31年度農業農村整備事業の所要額の確保
- ②平成31年度農業農村整備事業の新規要望地区の採択
- ③国営かんがい排水事業の推進
- ④国営土地改良事業「喜界地区」全体実施設計の採択

次に、政策提案書7項目の趣旨説明を、県農地整備課長をはじめ県担当課長、本会の西野一秀専務理事がそれぞれ説明し、その後、意見交換を行った。



提案項目の趣旨説明をする西野専務理事

《政策提案項目》

- ①経営体育成促進換地等調整事業の制度拡充について
 - ・農業競争力強化農地整備事業及び農山漁村地域整備交付金の中の「実施計画策定事業（経営体育成促進換地等調整）」の実施時期を、「実施計画策定事業（実施計画策定）」と同一時期もしくはその前年度から対応できるよう、制度拡充すること
- ②地方財政措置の充実について
 - ・TPP関連事業などの補正予算債については、ガイドラインを越える部分も含めた地方負担額全額を起債対象とすること
 - ・都道府県営の非公共事業（農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業）の市町村負担について、公共事業と同様の地方財政措置（起債充当率、地方交付税算入率）を講じること
- ③農地・農業用施設災害復旧事業における委託費の補助対象拡充について
 - ・農地・農業用施設災害復旧事業の委託費について、激甚災害以外の災害まで補助対象とすること
 - ・また、補助対象工種の撤廃を検討すること
- ④土地改良区の行為等に係る土地改良法手続の簡素化等について
 - ・土地改良区の行為等に係る土地改良法手続で、更新事業の変更、地域の変更等についても、同意手続の簡素化の対象とすること

- ・共有地に係る代表制について、選任された者が代表者であることを確認できる手法を明確化すること
- ⑤土地改良区の視点に立った法改正制度設計について
 - ・総代会制度の見直しについて、総代選挙を選挙管理委員会管理から土地改良区内部規程管理に移行するにあたっては、土地改良区の手続きが大幅に緩和されるような仕組みにすること
 - ・財務会計制度の見直しについて、貸借対照表の作成にあたっては、すべての土地改良区が円滑かつ適正に取り組めるよう、土地改良区の実情を踏まえた確実な支援措置を講ずること
- ⑥多面的機能支払交付金の制度拡充について
 - ・多面的機能支払交付金における中山間地農業ルネッサンス事業の優先枠として、奄美地域全域の農用地が対象となるよう制度を拡充すること
- ⑦基幹水利施設ストックマネジメント事業の奄美地域の補助率高上げについて
 - ・奄美地域における水利施設整備事業（基幹水利施設保全型及び地域農業水利施設保全型）の補助率を高上げすること

これらの要望及び提案について、農村振興局各課から、それぞれ回答をいただいた。

主な内容は以下のとおり（抜粋）。

Q 1:経営体育成促進換地等調整事業の制度拡充について

A 1:基本計画があつてこそその換地等調整。基本計画が補助の対象外となっており、連動して動くと、基本計画が頓挫したら換地等調整業務が無駄になるのではと懸念される。我々も問題意識は持っている。全国の状況を踏まえて検討したい。

Q 2:地方財政措置の充実について

A 2:地方財政措置は、総務省が講じているもので、地方債起債の対象は、建設にかかる費用に限定している。ガイドラインを越え



本会の活動

る部分は農家負担で、公共施設建設にかかる費用ではないと整理されている。現在、一部ガイドラインの見直しも行っている。辺地対策事業債や過疎対策事業債をご活用いただきたい。

Q3:農地・農業用施設災害復旧事業における委託費の補助対象拡充について

A3:平成28年度に委託比率の改正を行ったところ。今回の提案は鹿児島県だけでなく、他県からも要望されており、問題意識を持って検討を進めている。

Q4:土地改良区の行為等に係る土地改良法手続の簡素化等について

A4:計画変更同意については、軽微な地域の変更は関係者の同意のみでよいとか、本当に同意を取らなければならないときは、管理している施設を廃棄する等、限定してきている。昨年度省令告示を改正しているところである。少しずつ社会情勢の変化を踏まえながら、何か手当てできないか考えてはいるが、昨年度改正したばかりなので、今は様子見とさせてほしい。共有地の代表を選任するということは、全員の同意が必要と考えている。昨年度、Q&Aを配布したが、その中で記名押印を書面で確認したことで代表を判断していただきたい。

Q5:土地改良区の視点に立った法改正制度設計について

A5:総代選挙については、農業委員会も選挙管理委員会の管理を終えており、選挙管理をしたことがないという話も聞く。こちらで規程例を9月までには示させていただきたい。事前に県の意見を聞かせていただきたい。

複式簿記の移行については、移行期間を3年間とっており、この間で移行できるよう、予算措置等対応をさせていただきたい。土地改良連合会の会計指導員の活用

(財政的支援)をさせていただき、少しでも改良区の不安を解消できるようにしたい。

Q6:多面的機能支払交付金の制度拡充について

A6:奄美地域だけでなく、鹿児島県は8法指定のかかる地域があるので、県の裁量に任せることとする。ルネッサンス事業枠で予算をつけているので、振興計画を作成したところに配分していただければよい。

Q7:基幹水利施設ストックマネジメント事業の奄美地域の補助率高上げについて

A7:見直しはなかなか厳しい。一方で集積等要件が合えば、農家負担を軽減するとか、支援策を講じている。引き続き努力は続けていきたい。

●要請活動

政策提案会終了後は、農林水産省政務三役をはじめ、農林水産省各課、財務省への要請を行った。



室本農村振興局次長への要請



奥田整備部長への要請

室本隆司農村振興局次長は、「要請内容は承知した。予算については総額を確保することが大事。引き続き、国民、財務省、国会議員に事業のPRが必要」と話した。

奥田透整備部長は、「補正を含めると予算はかなり確保できたが、まだ足りない状況。事業効果をしっかりとPRし、次は当初予算から所要額を確保したい」と述べた。

財務省主計局の前田努主計官は、「水利施設の更新に関する要望は各地から強く、予算確保に努めたい。奄美地域を含め、中山間地域など条件不利地域での基盤整備についても、支援してまいりたい。農林水産省と相談しながら努めたい」と話した。

翌日は、県選出国会議員への要請活動を行った。それぞれの回答は以下のとおり。

金子万寿夫衆議院議員、「農業農村の維持が日本再生につながる。基盤整備をすれば農家は頑張る。予算確保に努めたい」。

小里泰弘衆議院議員、「要請内容は承知した。当初予算をいかに回復させるかが課題。しっかりやらねばならない」。

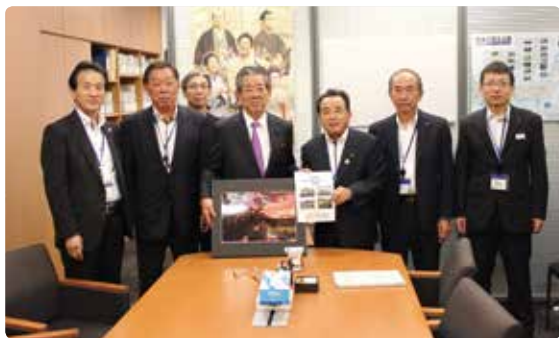
森山裕衆議院議員、「農業農村整備事業は勢いがあると感じている。皆でがんばって、もう少し予算を増やす必要がある。長寿命化も含め、しっかりと基盤整備をしていこう。大規模農家のみならず、中山間地も大事。中山間地ルネッサンス事業も伸ばしていこう」。

宮路拓馬衆議院議員、「当初予算がもう少し伸びたほうがいい。県でも財源構成を工夫してほしい。奄美群島振興開発特別措置法の延長もしっかりとやりたい」。

野村哲郎参議院議員、「要請内容については承知した。内容を踏まえてしっかりやっていきたい」。



森山衆議院議員への要請



金子衆議院議員への要請



宮路衆議院議員への要請



小里衆議院議員への要請



野村参議院議員への要請



本会の活動

九州農業農村整備事業推進協議会及び 土改連九州協議会と合同政策提案を実施



九州農政局での合同政策提案会

本会では、平成31年度の農業農村整備事業予算の確保に向け、「九州・沖縄地域における農業農村整備事業の強力な推進に向けて」をテーマに、九州農業農村整備事業推進協議会及び土地改良事業団体連合会九州協議会とともに、合同政策提案を行った。

九州農政局での合同政策提案会

6月27日、九州農政局において、合同政策提案会を実施した。本会からは、永吉弘行会長、宮路高光理事、西野一秀専務理事らが出席し、各県土連及び推進協議会から41名が参加した。

はじめに、丸目賢一・土改連九州協議会会長が開会の挨拶を述べ、続いて、前田穰・九州農業農村整備事業推進協議会会長が、挨拶の中で政策提案の趣旨に触れた。

九州農政局の堀畑正純次長は、「九州各地域での自然災害に対しては、農政局としても全力で対応していく。九州の農業は、全国の農業生産額の2割を占めており、これまで各地域でさまざまな農業農村整備事業に取り組んできた成果だ。予算の確保については、皆さんと共に頑張ってもらいたい。本日は、現場の視点から九州農業の発展のために必要な提案を伺いたい」と、挨拶された。

続いて、各県の代表が提案書の内容と効果事例を説明すると、堀畑次長をはじめ、農政局の各担当から、提案事項に対する回答をいただ

き、その後、意見交換を行った。

提案項目は、以下のとおり。

《提案項目》

- ①農業農村整備事業に係る平成31年度当初予算の確保
- ②熊本地震、九州北部豪雨、硫黄山噴火に伴う河川白濁等の自然災害から復旧・復興を進めるための更なる支援
- ③水土里情報システムの更新に係る助成制度の創設
- ④多面的機能支払交付金の必要額の確保
- ⑤土地改良法改正等に伴う土地改良区の体制強化の支援

農林水産省及び財務省、国会議員への提案

7月3日から4日にかけては、九州農業農村整備事業推進協議会及び土地改良事業団体連合会九州協議会では、齋藤健農林水産大臣をはじめ、長峯誠財務大臣政務官、農林水産省及び財務省並びに国会議員への政策提案を行った。提案項目は、九州農政局での提案内容と同じ。

齋藤大臣からは「九州北部豪雨をはじめとする災害の復旧・復興には、農林水産省を挙げて取り組んでいく。説明いただいたような具体的な効果事例を積み重ねて、農業農村整備事業の必要性をアピールしていただきたい」との回答をいただいた。



齋藤農林水産大臣への要請

また、財務省では、長峯誠大臣政務官及び岡本薫明主計局長へ要請を行った。

長峯政務官からは「防災面での支援ができればよい」、岡本主計局長からは「九州は一丸となって事業を推進していることが理解できた。財政は引き続き厳しい状況だが、農林水産省が要望をまとめてくるので、しっかりと聞いて対応したい」との回答をいただいた。



長峯財務大臣政務官への要請



奥田整備部長への要請

農林水産省では、室本隆司農村振興局次長及び奥田透整備部長への要請を行った。室本次長からは「要請内容は十分に理解している。当初予算の確保については、引き続きがんばってまいります」との回答をいただいた。

そして、自民党の二階俊博幹事長（全土連会長）をはじめ、森山裕TPP・日EU等経済協定対策本部長、自民党幹部への要請も併せて行った。



岡本財務省主計局長への要請



二階幹事長への要請



室本農村振興局次長への要請



森山衆議院議員への要請



本会の活動

地域土改連連絡協議会及び 土地改良区地域連絡会議を県内各地域で開催



大隅地域連絡協議会で挨拶する永吉会長

6月中旬から7月上旬にかけて、県内の各地域で本会会員（市町村、土地改良区）を対象とした地域土改連連絡協議会及び土地改良区地域連絡会議が開催された。

両会議は、各地域の実情を反映した農業農村整備事業の推進課題について、意見交換等を通して会員の意向を把握し、効果的な会員支援活動に繋げることを目的に実施している。

地域土改連連絡協議会の開催状況

- 鹿児島地域：7月10日
十八番館 36名出席
- 南薩地域：6月15日
南さつま市金峰文化センター 38名出席
- 北薩地域：6月26日
本会北薩事務所 44名出席
- 始良・伊佐地域：6月12日
かごしま空港ホテル 73名出席
- 大隅地域：6月20日
かのや大黒グランドホテル 99名出席
- 熊毛地域：6月25日
ホテルニュー種子島 48名出席
- 奄美地域：6月21日
本会大島事務所 23名出席

両会議では、各管内で実施されている農業農村整備事業の概要や、昨年に続いて一部改正さ

れた土地改良法に関する内容、法改正に伴う事業制度の拡充や連絡事項等について、県担当課がそれぞれ説明を行った。

主な内容は下記のとおり。

（地域土改連連絡協議会）

- ・各地域の農業農村整備事業の概要について
- ・土地改良法の一部改正について

会議では、各地域振興局（支庁）の担当課が、管内の農業農村整備事業の概要について説明を行った。また、改正土地改良法施行の背景や改正内容のほか、土地改良区の検査で確認された問題点等について、県農地整備課が詳しく説明した。

今回の法改正は、組合員や職員数の減少等により土地改良区の業務執行体制や運営基盤が脆弱化する中、適正な事業運営を確保するには、より一層の事務の効率化が必要であることなどを背景に、「土地改良区の在り方改革」として打ち出されたもので、土地改良区の組合員資格に関する措置と、体制の改善に関する措置の、大きく2つの柱からなる。

准組合員制度の創設や総代会・総代選挙の見直し、複式簿記会計導入等の財務会計制度の見直し、員外監事の導入など、土地改良区の運営に直結する内容の改正が行われるため、参加者は特に真剣に耳を傾けていた。

（土地改良区地域連絡会議）

- ・土地改良法改正関連について
- ・連絡事項

土地改良区地域連絡会議では、本会職員が説明を行った。冒頭に、全国水土里ネットが平成31年度をめどに、各県単位で「水土里ネット女性部会」の設立を進めていることを説明し、本会でもこうした組織の立ち上げを視野に入れて

おり、各土地改良区の女性役職員には、研修や会議の場などに積極的に出席していただけるよう協力をお願いした。

はじめに、昨年の法改正で制定された共有地の代表制に関する留意事項について、共有地においては必ず代表者を選任してもらう必要があること、そして、選任を行った旨を書面で通知する必要があることなどを説明した。

続いて、平成30年度に事業制度が拡充された、土地改良施設維持管理適正化事業や、農家負担金軽減支援対策事業について、それぞれの内容を説明した。

次に、連絡事項について5項目説明した。

1点目は、土地改良区の事件・事故について、土地改良区等の不祥事件等に係る報告の要領について紹介し、土地改良区において事件や事故が発生・発覚した場合は、速やかに各地域振興局農村整備課に報告するよう求めた。

2点目は、道路法等の一部を改正する法律案について、道路利用の安全性の更なる向上などを背景に、パイプライン等の占用物件の損壊による道路構造や交通への支障を防ぐため、占用者（施設管理者）による物件の維持管理業務、当該義務違反者への措置命令権限が道路法に規定されることなどを説明した。

3点目の土地改良区検査については、農林水産省より示された「平成30年度検査方針、統一検査事項及び検査周期」の中から、業務執行体制の整備や余裕金運用、複式簿記の導入など、土地改良区に関連する項目について説明した。

4点目は、個人情報保護規程例の改正について、今年2月に行われた地域連絡会議でも説明したが、問合せが多いことから、再度説明を行った。平成29年5月の改正個人情報保護法が全面施行されたことにより、全ての土地改良区が個人情報保護に関する規程を整備する必要があること等を改めて連絡した。

5点目は、全国水土里ネットを通じて農林水産省農村振興局長より通知のあった、建設業の働き方改革の推進について、情報提供を

行った。

会議の最後には質疑と意見交換が行われた。「総代会制については、組合員数の規程が100名以上に改正されることは賛成だが、総代定数を『30名以上』とする部分についても、小規模土地改良区の実態に鑑み、さらに引き下げることはできないのか」といった要望や、「今後、土地改良区だけで複式簿記を導入するのは難しいため、十分な支援をお願いしたい」等の要望が出された。これらについては、関係機関とも随時協議し、今後の要請活動等の内容に盛り込むなどの対応をしていくこととして回答した。

また、総会の議決方法に関する疑問や、准組合員制度を導入した場合の賦課金の支払いに関する質問のほか、「事業の導入を検討しているが、共有地の同意取得が難航することを心配している。昨年改正・施行された、代表制等による対応の事例はないか」等の質疑が出され、今後、調査するものも含め、各担当者らが回答・対応した。

今回の改正法の施行については、不安の声も多く上がっていることから、本会としても、土地改良区連絡会議で課題を協議し、各地域連絡会議の効果的な開催を検討するとともに、関係機関と連携しながら、引き続き支援していくこととしている。



各管内で地域連絡会議が行われた

平成31年度 農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

農林水産省は、平成31年度の農林水産予算概算要求で、非公共事業費を含む総額2兆7,269億円(対前年度比18.5%増)を要求し、そのうち公共事業費として8,308億円(対前年度比21.1%増)を計上した。

公共事業費の主な内訳は、農業農村整備3,917億円(対前年度比22%増)、農山漁村地域整備交付金1,100億円(対前年度比20%増)等で、いずれも前年度より増額となっている。

農山漁村地域整備交付金1,100億円のうち、農業農村整備関連分が767億円、農地耕作条件改善事業等に621億円が計上されており、農業農村整備事業関連予算の総額は5,305億円で、前年度の4,348億円に対し、957億円の増となっている。

農業農村整備事業では、農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を行う。このうち、大区画化は農地中間管理機構によって担い手への農地集積・集約化が行われている地域などを対象とする。

なお、目玉として、ロボットや人工知能(AI)などの最先端技術を活用したスマート農業の推進に向けて、新たにスマート農業加速化実証プロジェクトに50億円を要求している。

予算の概要は次のとおり。

平成31年度 農業農村整備事業関係予算概算要求の概要

平成31年度農林水産予算概算要求の骨子

総括表

区分	30年度 予算額	31年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	
農林水産予算総額	23,021	27,269	118.5%
1. 公共事業費	6,860	8,308	121.1%
一般公共事業費	6,667	8,115	121.7%
災害復旧等事業費	193	193	100.0%
2. 非公共事業費	16,161	18,962	117.3%

- (注) 1. 金額は関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

公共事業費一覧

区分	30年度 予算額	31年度 要求・要望額	対前年度比
	億円	億円	
農業農村整備	3,211	3,917	122.0%
林野公共	1,800	2,197	122.0%
治山	597	729	122.0%
森林整備	1,203	1,468	122.0%
水産基盤整備	700	854	122.0%
海岸	40	48	120.0%
農山漁村地域整備交付金	917	1,100	120.0%
一般公共事業費計	6,667	8,115	121.7%
災害復旧等	193	193	100.0%
公共事業費計	6,860	8,308	121.1%

- (注) 1. 金額は関係ベース。
2. 計数整理の結果、異動を生じることがある。
3. 計数は、四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。
4. 農業農村整備事業関係予算の要求・要望額は5,305億円(農業農村整備事業3,917億円、農山漁村地域整備交付金のうち農業農村整備分767億円、非公共の農業農村整備関連事業(農地耕作条件改善事業及び農業水路等長寿命化・防災減災事業)621億円の合計)。

平成31年度 農業農村整備事業関係予算 概算要求の概要

(単位:億円)

	30年度 当初予算額	31年度 概算要求額
農業農村整備事業(公共)	3,211	3,917 (122.0%)
農業農村整備関連事業(非公共) 〔 農地耕作条件改善事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 〕	499	621 (124.6%)
農山漁村地域整備交付金(公共) (農業農村整備分)	639	767 (120.0%)
計	4,348	5,305 (122.0%)

※1 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

※2 下段()書きは30年度予算額との比率である。

<抜 粋>

(※)各事項の()内は、平成30年度当初予算額

平成31年度農林水産関係予算概算要求の重点事項

1 担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

(1)農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

①農地の大区画化等の推進〈公共〉

(農業農村整備事業で実施)

1,503億円の内数(1,110億円の内数)

- 農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担等を求めずに基盤整備事業を実施すること等により、地域の特性に応じた農地の大区画化・汎用化等を促進

②農地耕作条件改善事業

367億円(298億円)

- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化や高収益作物への転換を推進するため、機構による担い手への農地の集積・集約化が行われる地域等において、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、事業を実施すること等により、区画拡大等を促進

2 強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

(1) 農業農村基盤整備(競争力強化・国土強靱化)

- ① 農業農村整備事業〈公共〉 3,917億円(3,211億円)
 - ・ 農業の競争力強化や農村地域の国土強靱化を図るため、農地集積の加速化・農業の高付加価値化のための農地の大区画化・汎用化や水路のパイプライン化、老朽化した農業水利施設の長寿命化や豪雨・耐震化対策等を推進
- ② 農地耕作条件改善事業(再掲) 367億円(298億円)
- ③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 254億円(200億円)
 - ・ 農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能を安定的に発揮させるため、機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を支援
- ④ 農山漁村地域整備交付金〈公共〉 1,100億円(917億円)
 - ・ 地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策に必要な交付金を交付
- ⑤ ため池緊急対策〈一部公共〉 (農業農村整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施)
1,329億円の内数(1,036億円の内数)
 - ・ 全国の農業用ため池の緊急点検結果等を踏まえ、下流の家屋等に被害を及ぼすおそれの高いため池について、緊急的・総合的な対策を支援

(2) 「スマート農業」の実現と農林水産・食品分野におけるイノベーションの推進

- ① スマート農業加速化実証プロジェクト 50億円(-)
 - ・ 国、研究機関、民間企業、農業者の活力を結集し、ロボット・AI・IoT等の先端技術を活用したスマート農業の全国展開を加速化するため、モデル農場における体系的かつ一貫した形での技術実証を支援

3 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 490億円(484億円)
 - ・ 農業者等で構成される活動組織が農地を農地として維持していくために行う地域活動や、地域住民を含む活動組織が行う地域資源の質的向上を図る活動に交付金を交付
- ② 中山間地域等直接支払交付金 266億円(263億円)
 - ・ 中山間地域等における農業生産条件の不利を補正するため、条件不利地域での農業生産活動を継続して行う農業者等に交付金を交付

(2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

- ① 中山間地農業ルネッサンス事業〈一部公共〉 500億円(400億円)
(優先枠等を設けて実施)
 - ・ 傾斜地等の条件不利性や鳥獣被害の増加など中山間地農業が置かれている状況を踏まえつつ、地域の特色を活かした多様な取組を後押しするため、多様で豊かな農業と美しく活力ある農山村の実現や、地域コミュニティによる農地等の地域資源の維持・継承に向けた取組を総合的に支援

平成31年度農林水産関係予算概算要求のポイント

総額：2兆7,269億円（2兆3,021億円）

攻めの農林水産業を展開し成長産業にするとともに、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するため、「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づく農林水産業全般にわたる改革を着実に実行する予算を要求。

担い手への農地集積・集約化等による構造改革の推進

○ 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

・農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化	192億円	(192億円)
・農地の大区画化等の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)	1,503億円の内訳	(1,110億円の内訳)
・農地耕作条件改善事業	367億円	(298億円)
・樹園地の集積・集約化の促進 (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(-)
・農業委員会の活動による農地利用最適化の推進	53億円	(53億円)
・機構集積支援事業 (農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化で実施)	35億円	(28億円)

○ 多様な担い手の育成・確保と農業の「働き方改革」の推進

・農業経営法人化支援総合事業	12億円	(9億円)
・農業人材強化総合支援事業	238億円	(233億円)
〔うち農業次世代人材投資事業〕	178億円	(175億円)
・農業支援外国人適正受入サポート事業	4億円	(2億円)
・女性が進める未来の農業推進事業	1億円	(1億円)
・農業協同組合の監査コストの合理化の促進	2億円	(1億円)

水田フル活用と経営所得安定対策の着実な実施

・水田活用の直接支払交付金	3,304億円	(3,304億円)
・農業再生協議会の活動強化等	88億円	(84億円)
・米穀販売供給・需要拡大支援事業	50億円	(50億円)
・米粉の需要拡大・米活用畜産物等のブランド化等	1億円	(1億円)
・畑作物の直接支払交付金	(所要額) 1,985億円	(2,065億円)
・収入減少影響緩和対策交付金	(所要額) 837億円	(746億円)
・水田の畑地化・汎用化の推進<公共> (農業農村整備事業で実施)	1,503億円の内訳	(1,110億円の内訳)
・収入保険制度の実施	335億円	(260億円)

強い農業のための基盤づくりと「スマート農業」の実現

○ 農業農村基盤整備（競争力強化・国土強靱化）

・農業農村整備事業<公共>	3,917億円	(3,211億円)
・農地耕作条件改善事業（再掲）	367億円	(298億円)
・農業水路等長寿命化・防災減災事業	254億円	(200億円)
・農山漁村地域整備交付金<公共>	1,100億円	(917億円)
・ため池緊急対策<一部公共> (農業農村整備事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業で実施)	1,329億円の内訳	(1,036億円の内訳)

○ 持続的な農業の発展に向けた生産現場の強化

・強い農業・担い手づくり総合支援交付金	275億円	(-)
・持続的生産強化対策事業	224億円	(-)
・野菜価格安定対策事業	(所要額) 157億円	(166億円)
・甘味資源作物生産支援対策	133億円	(102億円)
・畑作構造転換事業	30億円	(-)

○ 畜産・酪農の競争力強化

・畜産・酪農経営安定対策 (所要額) 1,756億円	(1,864億円)	
・ICTを活用した畜産経営体の生産性向上対策 (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(-)
・畜産生産力・生産体制強化対策事業	16億円	(15億円)
・環境負荷軽減に向けた酪農経営支援対策 (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(-)
・草地関連基盤整備<公共> (農業農村整備事業で実施)	105億円	(69億円)

○ 生産資材価格の引下げ、流通・加工の構造改革

・農業競争力強化プログラムの着実な実施に向けた調査	1億円	(1億円)
・食品流通拠点整備の推進 (強い農業・担い手づくり総合支援交付金で実施)	275億円の内訳	(-)
・食品流通合理化促進事業	3億円	(3億円)
・農業生産関連事業の事業再編・事業参入、流通構造改革の支援 (財政資金)		
・農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) による出融資枠	125億円の内訳	
・日本政策投資銀行による融資枠 (農業農村振興の円)	7,270億円の内訳	

○ 「スマート農業」の実現と農林水産・食品分野におけるイノベーションの推進

・スマート農業加速化実証プロジェクト	50億円	(-)
・戦略的プロジェクト研究推進事業	41億円	(34億円)
・「知」の集積と活用の場によるイノベーションの創出	50億円	(44億円)
・食品産業イノベーション推進事業	2億円	(1億円)
・次世代につながる畜産経営体の確立支援 (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(-)
・ICTを活用した畜産経営体の生産性向上対策 (再掲) (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(1億円)
・開発技術の迅速な普及 (協同農業普及事業交付金で実施)	24億円	(24億円)

農林水産業の輸出強化と農林水産物・食品の高付加価値化

○ 農林水産業の輸出強化

・海外需要創出等支援と輸出環境整備	58億円	(40億円)
・グローバル産地の形成支援	2億円	(-)
〔下記事業等の販売促進等で実施〕		
・強い農業・担い手づくり総合支援交付金	275億円の内訳	
・持続的生産強化対策事業	224億円の内訳	
・食料産業・6次産業化交付金	17億円の内訳	
・スマート農業加速化実証プロジェクト	50億円の内訳	
・輸出促進に資する動物検疫等の環境整備	13億円	(10億円)

○ 規格・認証・知的財産の戦略的推進

・GAP拡大の推進 (持続的生産強化対策事業で実施)	224億円の内訳	(-)
・地理的表示保護制度活用総合推進事業	2億円	(2億円)
・植物品種等海外流出防止総合対策事業	4億円	(1億円)
・日本発規格の国際化	2億円	(1億円)

○ 農林水産物・食品の高付加価値化

・食料産業・6次産業化交付金	17億円	(17億円)
・6次産業化の推進 (食料産業・6次産業化交付金等で実施)	25億円の内訳	(24億円の内訳)
・食育の推進と国産農産物の消費拡大 (食料産業・6次産業化交付金等で実施)	21億円の内訳	(20億円の内訳)
・農林漁業成長産業化ファンドの積極的活用 (財政資金)		
・農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE) による出融資枠	125億円の内訳	

食の安全・消費者の信頼確保

・安全な生産資材の供給体制の整備	5億円	(4億円)
・薬剤耐性対策 (消費・安全対策交付金等で実施)	26億円の内訳	(24億円の内訳)
・消費・安全対策交付金	22億円	(20億円)
・家畜衛生等総合対策	53億円	(55億円)
・産地偽装取締強化等対策	3億円	(3億円)

農山漁村の活性化

○ 日本型直接支払の実施

・多面的機能支払交付金	490億円	(484億円)
・中山間地域等直接支払交付金	266億円	(263億円)
・環境保全型農業直接支払交付金	27億円	(25億円)

○ 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化

・中山間地農業ルネッサンス事業<一部公共> (優先枠等を設けて実施)	500億円	(400億円)
・「農泊」の推進 (農山漁村振興交付金で実施)	63億円	(57億円)
・農山漁村振興交付金	110億円	(101億円)
・鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進	124億円	(105億円)
・特殊自然景観対策施設緊急整備事業	2億円	(2億円)

○ 再生可能エネルギーの導入・活用の推進

・再生可能エネルギー導入等の推進 (食料産業・6次産業化交付金等で実施)	19億円の内訳	(18億円の内訳)
・木質バイオマスの利用拡大 (林業成長産業化総合対策で実施)	4億円	(4億円)

林業の成長産業化と生産流通構造改革の推進

・林業成長産業化総合対策	186億円	(155億円)
・森林整備事業<公共>	1,488億円	(1,203億円)
・「緑の人づくり」総合支援対策	53億円	(49億円)
・森林・山村多面的機能発揮対策	15億円	(15億円)
・治山事業<公共>	729億円	(597億円)
・花粉発生源対策推進事業	1億円	(1億円)
・農山漁村地域整備交付金<公共> (再掲)	1,100億円	(917億円)

水産改革を推進する新たな資源管理と水産業の成長産業化

・新たな資源管理システムの構築

・資源調査・評価の充実	74億円	(31億円)
・新たな資源管理に適合した操業体制の確立	62億円	(-)
・漁業経営安定対策	527億円	(217億円)
・漁業の成長産業化に向けた重点的な支援		
・漁船漁業の構造改革	102億円	(49億円)
・沿岸漁業の競争力強化	123億円	(-)
・先端的養殖モデル地域の重点支援 (漁業構造改革総合対策事業のうち養殖業成長産業化枠)	16億円	(-)
・生産から消費に至る水産バリューチェーンの構築	25億円	(9億円)
・スマート水産業の推進	17億円	(4億円)
・増産増対策	22億円	(15億円)
・国際競争力強化など漁業の多面的機能の発揮等	61億円	(55億円)
・外国漁船対策等	336億円	(148億円)
・捕鯨対策	51億円	(51億円)
・水産基盤整備事業<公共>	854億円	(700億円)
・漁業の機能増進	45億円	(26億円)
・農山漁村地域整備交付金<公共> (再掲)	1,100億円	(917億円)

※ 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく農林水産分野における対策に係る経費については、協定発効に向けた関係国における国内手続の動向も踏まえつつ、予算編成過程で検討。

土地改良法の改正について

昨年に引き続き、土地改良法の一部を改正する法律が、去る6月8日に公布された。

主な改正内容は、准組合員や施設管理准組合員の創設、理事要件の見直し、利水調整規程の整備、総代会制度の見直しなどで、特に、財務会計制度の見直しでは、決算関係書類に貸借対照表の作成を原則義務づけることや員外監事の選任などが示されている。

ここでは、改正法の概要のほか、法改正に伴う政令案や省令案を示すとともに、土地改良区が制度を導入するにあたり、必要となる定款などの諸規程の整備内容や適用期限を示す。

なお、本会では、改正内容の説明及び各土地改良区の今後の対応等について、各地域における現状等を踏まえながら説明会を開催し、適正な運用ができるよう支援を行うこととしている。

土地改良法の一部を改正する法律の概要

平成30年6月
農林水産省

I 趣旨

近年の農業及び農村をめぐる情勢の変化に対応するとともに、土地改良区の業務運営の適正化を図るため、土地改良区の組合員資格の拡大、総代会の設置及び土地改良区連合の設立に係る要件の緩和等の措置を講ずる。

II 法律の概要

(1) 組合員の資格交替の円滑化等

① 所有者から耕作者へ資格交替する場合の農業委員会の承認制を廃止し、届出制とする。また、農地中間管理機構が農地の貸借に係る組合員の資格得喪を土地改良区に通知したときは、資格得喪通知をしたものとみなす。

(第3条第2項及び第43条第3項)

② 土地改良区は、貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものを准組合員とすることができる。准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べるができる。また、准組合員は、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することができる。

(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項)

(2) 理事の資格要件の見直し

土地改良区の理事の定数の5分の3以上は、原則として耕作者たる組合員とする。

(第18条第5項)

(3) 利水調整のルール化

土地改良区は、農業用の用水施設の管理を行う場合には、総会の議決を経て、利水調整規程を定めるものとする。

(第30条第1項第2号及び第57条の3の2)

(4) 土地改良施設の管理への参加

土地改良区は、地域住民を構成員とする団体を施設管理准組合員とすることができる。施設管理准組合員は、議決権や選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べることができる。また、施設管理准組合員には、土地改良施設の管理への協力を求めることができる。

(第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2)

(5) 総代会制度の見直し

① 総代会の設置要件を組合員数200人超から100人超とするとともに、総代の定数を30人以上とする。

② 総代の選挙について、選挙管理委員会による管理を廃止する。

③ 総代は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。(第23条)

(6) 土地改良区連合の業務の拡充

二以上の土地改良区は、土地改良事業のほか、共同して事務や附帯事業を行うため、土地改良区連合を設立することができる。

(第77条)

(7) 財務会計制度の見直し

① 土地改良区は、決算関係書類として、収支決算書のほか、原則として貸借対照表を作成することとし、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備する。

(第29条の2)

② 土地改良区の監事のうち1人以上は、原則として員外監事を選任するものとする。

(第18条第6項)

III その他

(1) 施行期日は、平成31年4月1日とする。ただし、貸借対照表に係る規定は、平成34事業年度から適用する。(附則第1条及び附則第6条)

(2) その他所要の規定の整備を行う。

土地改良法の一部を改正する法律の概要

背景

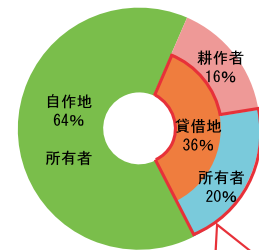
- 組合員の高齢化による離農や農地集積の進展に伴い、土地改良区の中で土地持ち非農家が増加し、土地改良施設の維持管理や更新等が適切に行えなくなるおそれ。耕作者の意見が適切に反映される事業運営体制に移行していくことが必要。
- 組合員数や職員数の減少により、土地改良区の業務執行体制が脆弱化の中で、適正な事業運営を確保しつつ、より一層の事務の効率化が必要。

法律の概要

1. 土地改良区の組合員資格に関する措置

- 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）（第3条第2項）
- 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化（第43条第3項）
- 貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに**准組合員**（※1）の資格を付与
（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条第2項）
 - ※1 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、組合員との間で賦課金・夫役の一部を分割して負担することが可能。
- 理事の5分の3以上は原則として耕作者たる組合員
（第18条第5項）
- 利水調整規程を策定し、利水調整をルール化
（第30条第1項第2号及び第57条の3の2）
- 地域住民を構成員とする団体に施設管理**准組合員**（※2）の資格を付与
（第15条の2から第15条の4まで、第32条第4項及び第36条の2）
 - ※2 議決権・選挙権を有しないが、総会に出席して意見を述べる事が可能。また、土地改良施設の管理への協力を求めることが可能。

【自作地・貸借地と組合員の構成】



貸借地の半数超では所有者が組合員

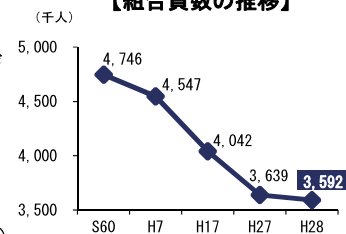
【農家と土地持ち非農家の戸数比】

（農家：**土地持ち非農家**）
9：1（昭和60年） → 6：4（平成27年）

2. 土地改良区の体制の改善に関する措置

- 総代会制度の見直し（第23条）
 - ・ 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ
 - ・ 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止
 - ・ 総代の書面・代理人による議決権行使を導入
- 土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大
（第77条）
- 決算関係書類として、収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成し、決算関係書類の作成・公表に係る手続規定を整備（第29条の2）
- 監事のうち1人以上は原則として員外監事（第18条第6項）

【組合員数の推移】



土地改良法の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令の概要

平成30年10月
農林水産省

1 趣旨

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。以下「改正法」という。）においては、土地改良事業に参加する資格（以下「事業参加資格」という。）の交替に係る農業委員会の承認手続の見直し、総代選挙における選挙管理委員会の管理の廃止等が措置されたところ。本政令は、改正法の施行に伴い、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）等について、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

(1) 土地改良法施行令の一部改正

ア 農用地の所有者から耕作者へ事業参加資格を交替するには、耕作者が資格交替の申出書を農業委員会に提出するとともに、農業委員会が遅滞なく、その旨を公告することとする。

（土地改良法施行令第1条の5関係）

イ 総代の選挙について選挙管理委員会の管理が廃止されることに伴い、総代の選挙に関する手続規定を削除する。

（土地改良法施行令第4条から第47条まで関係）

ウ 準用規定の整理その他所要の規定の整理を行う。

(2) 地すべり等防止法施行令（昭和33年政令第112号）の一部改正

改正法の施行に伴う条項移動の規定の整理を行う。

3 施行期日

改正法の施行の日（平成31年4月1日）。ただし、一部の規定（準用規定の整理を行う規定等）については、公布の日。

土地改良法施行規則の一部を改正する省令の概要

平成30年10月
農林水産省

1 趣旨

土地改良法の一部を改正する法律（平成30年法律第43号。以下「改正法」という。）においては、准組合員・施設管理准組合員制度の創設など土地改良区の組合員資格に係る措置及び総代会制度の見直しなど土地改良区の体制の改善に係る措置が講じられたところ。本省令は、改正法の施行に伴い、土地改良法施行規則（昭和24年農林省令第75号）について、所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の概要

(1) 事業参加資格の交替の申出

- ① 耕作者から借地の所有者への事業参加資格の交替について農業委員会の承認を受けようとする場合、当該借地の所有者は、7日前までに、申出書を農業委員会に提出することとする。 (第2条関係)
- ② 借地の所有者から耕作者へ事業参加資格を交替する場合、当該耕作者は、当該所有者が同意する旨を記載した申出書を農業委員会に提出することとする。 (第4条関係)

(2) 理事の定数の5分の3を耕作者である組合員とすることを要しない場合

- 理事の定数の5分の3を耕作者である組合員とすることを要しない場合として、
- ア 当該土地改良区の地区内における耕作者である組合員の数が、当該土地改良区の理事の定数に3を乗じて得た数を下回る場合
 - イ 理事の定数の5分の3が、組合員で、かつ、次のいずれかに該当する者である場合
 - イ) 耕作者
 - ロ) 耕作者である法人の構成員で農業に従事する者
 - ハ) 耕作者の営む農業に従事する親族
 - ウ 当該土地改良区が、土地改良施設の管理を行わない場合
- を定めること。 (第21条の3、第52条の2関係)

(3) 員外監事の設置を要しない場合

- 員外監事の設置を要しない場合として、
- ア 公認会計士又は監査法人の監査又は指導を受ける場合
 - イ 税理士又は税理士法人の指導を受ける場合
 - ウ 都道府県土地改良事業団体連合会から会計に関する指導を受ける場合
 - エ 土地改良区の会計に関する事務を土地改良区連合が行う場合
- を定めること。 (第21条の4、第52条の3関係)

(4) 電磁的方法

- 議決権の行使等における電磁的方法として、電子メールの送信及び磁気ディスク・CD-ROM等の交付を定めること。 (第22条の2、第22条の3関係)

(5) 組合員名簿

土地改良区が准組合員・施設管理准組合員制度を導入した場合に、組合員名簿に記載すべき事項として、

- ア 准組合員の氏名、生年月日及び住所並びに准組合員の資格に係る権利の目的たる土地の所在地及び権利の種類
 - イ 施設管理准組合員の名称、住所及び代表者の氏名
- を定めること。 (第23条関係)

(6) 決算関係書類

- ① 貸借対照表の作成を要しない土地改良区として、資産評価をすべき土地改良施設の管理を行わない土地改良区を定めること。 (第25条の2関係)
- ② 監事の意見書に代えて決算関係書類に添付する電磁的記録として、理事のパソコンに備えられたファイル等に情報を記録したものを定めること。 (第25条の3関係)
- ③ 決算関係書類の公表の方法として、事務所で公衆の閲覧に供する方法及びインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法を定めること。 (第25条の4関係)

(7) 農地中間管理機構が行う組合員資格の得喪通知

農地中間管理機構が行う組合員資格の得喪通知に記載すべき事項として、

- ア 組合員たる資格を喪失し、又は取得した者の氏名又は名称及び住所
 - イ 当該土地の所在、地番、地目、用途及び地積
 - ウ 資格得喪の原因及びその時期
- を定めるとともに、農用地利用集積計画の写し又は農用地利用配分計画の写しを添付したときは、これらの事項の記載を要しないこととする。 (第33条関係)

(8) 利水調整規程

土地改良区が利水調整規程を作成する農業用の用水施設として、

- ア ダムその他のえん堤
 - イ 農業用用水路
 - ウ ため池
 - エ 揚水施設
- 等を定めること。 (第48条の4の2関係)

(9) 土地改良区連合の事業の実施に関する計画

土地改良区連合が作成すべき事業の実施に関する計画の記載事項として、

- ア 土地改良事業を行う場合には、土地改良事業計画に記載すべき事項
 - イ 土地改良事業以外の事業又は事務を行う場合には、
 - イ) 当該事業又は事務の内容
 - ロ) 当該事業又は事務の実施の方法
 - ハ) 計画期間
- を定めること。 (第51条の2関係)

(10) その他所要の規定の整備**3 施行期日**

改正法の施行の日（平成31年4月1日）

○ 土地改良法の改正に伴う諸規程の整備（一覧表）

改正項目	義務・任意の別	諸規程の整備			適用期限
		定 款	規 約	その他	
I 准組合員制度					
貸借地の所有者又は耕作者で事業参加資格がないものに准組合員の資格を付与	任 意	第7条～第11条、第23条、第38条～第41条、第45条	第9条③、第67条	組合員名簿	—
II 資格交替手続					
1 所有者から耕作者への資格交替に係る農業委員会の承認制の廃止（届出制の導入）	—	—	—	—	—
2 農地中間管理機構が農地の貸借を行う場合の資格得喪通知の手続簡素化	—	—	—	—	—
III 理事の資格要件					
理事の5分の3以上は原則として耕作者である組合員	義 務 (例外は省令)	第25条、附属書役員選挙(選任)規程	—	—	H35.4.1以降最初に開催される通常総会まで
IV 利水調整規程					
利水調整規程を策定し、利水調整をルール化	義 務	第4条①、第20条	第21条	利水調整規程	H31通常総会まで
V 施設管理准組合員制度					
地域住民を構成員とする団体に施設管理准組合員の資格を付与	任 意	第7条～第11条、第23条、第46条	第9条③、第67条	組合員名簿	—
VI 総代会制度					
1 総代会の設置要件を組合員200人超から100人超に引下げ	任 意	第12条、第13条、第17条、第18条、第20条～第24条	第2条～第16条	—	—
2 総代選挙について選挙管理委員会による管理を廃止	義 務	第14条～第16条、附属書総代選挙規程	—	—	H31.4.1以降に手続を開始する総代選挙から
3 総代の書面・代理人による議決権行使を導入	任 意	第19条	第3条②、第11条②③、第12条②	—	—
VII 土地改良区連合					
土地改良区連合の事業範囲を運営事務・附帯事業に拡大	任 意	第4条③、第47条、第48条、土地改良区連合定款	—	—	—
VIII 決算関係書類					
収支決算書に加え、原則として貸借対照表を作成（決算関係書類の作成・公表）	義 務 (例外は省令)	—	第26条、第42条、旧第45条	会計細則	H34事業年度から（公表はH31.4.1から）
IX 員外監事					
監事のうち1人以上は原則として員外監事	義 務 (例外は省令)	第25条、附属書役員選挙(選任)規程	—	—	H35.4.1以降最初に開催される通常総会まで

農業農村整備の集いに参加



二階全土連会長による挨拶

6月13日、農業農村整備の集いが、「農を守り、地方を創る予算の確保に向けて」をテーマに、全国の農業農村整備関係者約1,200名が参集のもと東京都で開催された。本会からは、永吉弘行会長及び西野一秀専務理事のほか、役員5名が参加した。

はじめに、二階俊博・全国水土里ネット会長が主催者挨拶で関係者にお礼を述べ、「会長就任以来、『闘う土地改良』を掲げ、組織一丸となって闘った結果、平成30年度の予算は当初で328億円の増、補正と合わせると昨年を上回る5,800億円を確保できた。本年度は、昨年改正された土地改良法に則り、新たな事業展開を図っていく初めての年であることに加え、土地改良区の組織・運営に係る改正土地改良法の施行に向けて、現場に啓発普及を図っていく初めての年でもあり、二重の意味で大きな節目の年となる。この節目の年を爽りあるものとするために、『闘う土地改良』のもと、農業農村の発展のために我々が先頭に立って進めていくしかない。近々閣議決定が予定されている『骨太の方針』に、土地改良事業の強化が盛り込まれるよう強く訴えてきた。来年度の予算確保に向けて、元気よく大きな一歩を踏み出すためにも『闘う土地改良』は際限なく続く。今日集まった関係者の皆さまと団結し、力強く取り組みを進めていくことで、土地改良は頼りになると信頼してもらえよう活動しよう」と強く訴

えた。

次に、齋藤健農林水産大臣が日頃の感謝と、4月に発生した硫黄山の噴火による影響を受けた宮崎県及び鹿児島県に対して、経営の継続ができるよう支援対策に万全を期したいと述べた後、「土地改良事業は大変重要な役割を果たすもの。生産基盤の整備を行った上で、農業者が消費者に喜ばれるものを創意工夫しながら安心して生産できるようにする先にこそ、日本の農業の未来がある。この実現に向けて、制度と予算の両面から土地改良事業の推進に取り組んでいく。また、貴重な地域資源である土地改良施設を適切に維持管理して次世代に確実に継承していくため、准組合員制度の創設をはじめ、土地改良制度の見直しを図っていく。改正にあたり不安を抱いている方々に対しては、改正内容の十分な説明や必要なマニュアル整備等を通じて万全を期したい。土地改良事業関係予算については、必要な予算を確保したところだが、事業推進を求める切実な声に応えるため、今後とも事業の計画的かつ安定的な推進に向けた予算確保に努め、農業者が誇りをもち、安心して活躍できる『強い農業』と『美しく活力ある農村』の創出に協力してもらいたい」と祝辞を述べた。

このほか竹下亘総務会長、塩谷立選挙対策委員長、森山裕国会対策委員長、西川公也内閣官房参与、公明党の井上義久幹事長、全国水土里ネット会長会議の進藤金日子顧問が祝辞を述べた。



祝辞を述べる進藤顧問

情勢報告では、1月に全国水土里ネット会長会議顧問に就任した宮崎雅夫氏が、「全国の土

地改良区を回り、地域が直面する課題について話を聞かせていただいている。農地や施設を守るために、人の維持は大変重要であり、施設の維持管理を担う土地改良区の運営体制の強化は本当に必要だと感じている。先般成立した改正土地改良法の趣旨を踏まえ、力強い土地改良へ進む必要がある」と述べた。



情勢報告を行う宮崎顧問

その後、宮城県の仙台東土地改良区と、京都府の巨椋池土地改良区、熊本県の八代平野北部土地改良区が、農業農村整備事業を契機として優れた営農展開をしている事例等を発表した。

そして、国への要請として、改正土地改良法を積極的に活用した事業制度の現場への普及、改正土地改良法の適切な実施を図るための啓発普及に努めるとともに、土地改良区の運営基盤強化に対する支援の推進、多面的機能支払交付金制度への支援、平成31年度当初予算での現場のニーズに十分応えられる規模の予算の確保が提案・採択され、最後はガンバロウ三唱で締めくくった。

集いの終了後、本会では、県選出国會議員への要請もあわせて行った。

棚田等保全協議会かごしまが理事会及び総会を開催

6月25日、棚田等保全協議会かごしまの理事会及び総会が県土地改良会館において開催された。

同協議会は、棚田・棚畑を有する14の市町村と11の各種団体等が会員となり、棚田を通じたネットワークの構築や地域の活性化を図ることを目的に、中山間ふるさと・水と土保全推進(棚田)事業と連携して活動を行っている。

はじめに理事会が開催され、総会提出議案について審議を行い承認した。

続いて開催された総会には、22会員が出席した。会長を務める塗木弘幸・南九州市長が挨拶を行い、「棚田・棚畑は食料生産の場だけではなく、国土保全等の多面的機能を持っており、中でも景観の美しさは、人々の心の癒しとなっている。

近年、この美しく豊かな棚田・棚畑を後世に引き継ぐため、学生や企業団体が農作業の手伝いや広報活動の支援をする事例を目にするようになった。会員の皆さまも、各団体の機能を生かし、棚田保全や都市交流などの活動に支援を

お願いしたい」と述べた。

その後、議案の審議に入り、平成29年度の事業実績として、南さつま市での現地視察研修会や長崎県東彼杵郡波佐見町で開催された第23回全国棚田(千枚田)サミットへの参加が報告されたほか、平成30年度事業計画及び収支予算について審議された。

また、役員の補欠選任が行われ、鹿児島県土地改良区連絡会議会長を務める、下笠政文・日吉町土地改良区理事長が選任された。



棚田等保全協議会かごしま総会

平成30年度 管理運営体制強化委員会を開催



管理運営体制強化委員会

6月19日、平成30年度土地改良施設管理運営体制強化委員会が、県土地改良会館において開催された。

同委員会は、土地改良区体制強化事業の要綱・要領に基づき、本会が実施する土地改良施設の診断・管理指導や管理等に関する苦情・紛争等の対策、土地改良相談業務など、各種取り組み内容の検討を行うもので、九州農政局、鹿児島県農政部、市町、土地改良区、本会から、委員10名を含む17名が出席した。

はじめに、委員長長の西野一秀専務理事が、出席と日頃の支援に対してお礼を述べ、「土地改良施設の管理を今後も適切に実施していくためには、本事業の効果的な実施が重要。委員の皆さまのご指導をお願いしたい」と挨拶した。

委員会では、平成29年度の事業実施状況と収支決算が報告された後、平成30年度事業計画と収支予算が審議され、いずれの議案も原案どおり承認された。

委員からは、「土地改良区の複式簿記導入に伴う今後の対応は?」、「定期診断予定施設の中に機能診断を実施している施設が含まれているが、重複等について確認しているか」等の質問があった。これに対し、「複式簿記については、現在同事業を活用せず、会員支援の一環として指導助言を行っている。今後は、事業の活用についても検討したい」、「施設の重複については県農地保全課を通じて確認をしている」と事務局が回答した。

平成30年度 受益農地管理強化委員会を開催



受益農地管理強化委員会

6月19日、県土地改良会館において平成30年度受益農地管理強化委員会が開催された。この委員会では、土地改良区体制強化事業の一環として、換地事務の円滑な遂行や異議紛争の未然防止及び早期解決、農地中間管理機構等と連携した事業推進の取り組み等について検討している。

当日は、九州農政局、鹿児島地方法務局、鹿児島県農政部、鹿児島県農業会議、市町村、土地改良区、本会で構成される10名の委員のほか、九州農政局及び県の担当者ら合わせて17名が出席した。

はじめに、委員長を務める本会の西野一秀・専務理事が、出席と日頃の支援に感謝を述べ、「換地実務を適切に推進するうえで、現場の実情に即したご意見や今後の土地改良区の在り方等についてのご指導をいただきたい」と挨拶した。

委員会では、平成29年度事業実施状況及び収支決算、平成30年度事業計画及び平成30年度収支予算について審議され、いずれも原案どおり承認された。

また、法務局から、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法及び法定相続証明情報について説明があった。所有者不明土地の解消及び相続登記の促進を図る旨の方針が国から示されており、今年度より法務局が調査を実施すると報告された。

最後に、土地改良法改正による共有地の代表制の導入等について意見交換が行われた。

土地改良施設維持管理 適正化事業研修会を開催



説明を受ける参加者

7月12日、土地改良施設維持管理適正化事業研修会が県土地改良会館にて開催された。

この研修会は適正化事業の趣旨を理解し、事務手続を円滑に処理してもらうことを目的に、県内の全市町村をはじめ、同事業に今年度と来年度、新たに加入する土地改良区、今年度に工事を実施する土地改良区を対象に行っている。また、土地改良施設の診断や管理指導を行う管理専門指導員や、県及び30市町村、15土地改良区、本会職員ら108名が出席した。

はじめに、土地改良施設ストックマネジメントと土地改良施設情報データベース並びに農業水利施設事業について、県農地保全課の担当者より説明があった。土地改良施設機能保全計画策定の状況や、新規事業である土地改良施設突発事故復旧事業の事業制度内容について、詳しく解説された。

次に、本会の担当者が、事業概要をはじめ事業実施事例の紹介、事業実施にあたっての事務手続きの方法や、工事発注から工事完了までの留意点、平成30年度の要請診断について説明した。

最後に質疑応答が行われ、「農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）で、実際に取り組まれた事例を教えてほしい」など、事業に関して活発な意見が交わされた。

平成30年度 農道台帳作成・管理業務研修会を開催



農道台帳作成・管理業務研修会

8月9日、10日の2日間、本会が行っている農道台帳作成業務と管理業務について、担当者の意識の統一を図り情報を共有するための研修会を県土地改良会館で開催し、本会の実務担当職員23名が出席した。

研修会では、成果品の品質向上と事務処理の統一化を図るとともに、作成された農道台帳の管理申込みが、翌年度以降スムーズに行われるよう、台帳作成段階から最終的な管理申込みまでの一連の業務について、作業手順や注意点を説明した。

初日は、農道台帳管理等に係る市町村への技術的な指導・管理の支援を行うための業務分担等について説明を行った。

はじめに、農道台帳管理業務の事務の流れ、適正な管理申請における出先事務所の対応内容、申請資料の点検・確認方法、本部との情報共有時に必要な資料について説明し、参加者への周知徹底を図った。次に農道台帳作成業務の作業の流れや路線の取り方等、成果品の正確性の向上につなげるための考え方について確認した。

翌日は、農道台帳システムの管理運用を円滑に進めるためのシステムの活用方法について説明を行った。

参加者は、成果品の品質向上や適正な農道の管理及び改良に資するためには、台帳管理が重要であること等を再認識した。

平成30年度 情報セキュリティに関する研修会を開催



情報セキュリティ研修会の様子

8月10日、本会本部及び出先事務所のネットワーク管理者を中心に、情報セキュリティに関する研修会を県土地改良会館において開催した。

この研修会は、近年、情報セキュリティに関する脅威攻撃手法が高度化し、あらゆるシステムに対して被害が拡大していることを受け、本会としても情報資産の確実な保護と情報セキュリティ事故を未然に防止するため、情報セキュリティに関する教育を行い、職員の意識向上と対策のレベルアップを図ることを目的に、今回初めて開催した。

はじめに、本会水土里情報センターの繁昌課長が、本会におけるセキュリティ対策の現状について、以下の項目の報告を行った。

1. 外部からの不正アクセス対策
2. ウイルス感染の対策
3. 迷惑メール対策
4. Webサイトアクセス制限
5. ソフトウェアの脆弱性対策
6. 操作ログの取得
7. テータバックアップ

現在、本会でもさまざまなセキュリティ対策を講じている。しかしながら「セキュリティに完璧はない」と言われており、技術的なセキュリティ対策はもちろんのこと、一人一人が脅威の存在を認識し、意識の向上を図ることが重要である旨の説明がなされた。

続いて、本会ネットワークシステムの協賛会社である株式会社フォーエバーの堂脇氏を講師に招き、情報セキュリティの現状と対策について学んだ。研修内容は以下のとおり。

(研修内容)

1. 情報セキュリティの変遷
2. 組織と個人で異なる脅威の現状
3. 個人情報保護とは
4. 個人情報インシデントの現状
5. 取り組むべき対策

まず、組織における情報セキュリティの10大脅威として示されるもののうち、特定の組織を狙ってメールを送付し、添付ファイルを開かせる「標的型攻撃による被害」。PC等に保存されているファイルに暗号化や画面ロック等を行い、金銭を支払えば復旧させると脅迫する犯罪行為の手口に使われる「ランサムウェアによる被害」。巧妙に細工したメールのやりとりにより、詐欺の手口に使用される「ビジネスメール詐欺による被害」。これら3つの脅威について詳細な説明があり、参加者からは身近で起こりうる被害について、セキュリティ対策の重要性を改めて認識させられたとの声が聞かれた。

また、情報セキュリティ対策については、アップデートの一元管理、定義ファイルの更新、パスワードの適切な設定と管理、不審なメールの取り扱いやUSBメモリ等の適切な取り扱いの徹底等を周知させることが大事であると解説された。併せて、個人情報保護の必要性とマイナンバー制度の目的等についても説明があり、個人情報の漏えい原因は管理ミスや置き忘れ、誤操作等のヒューマンエラーによって多く発生しているとして、注意喚起の必要性を説かれた。

今回は、日頃から情報セキュリティの脅威を認識し、適切な対策を行わなければならないという意識づけと、基礎知識の習得を図る有意義な研修となった。

加治木地区で生きもの学習会を開催

平成13年度に土地改良法が改正され、「環境との調和への配慮」が事業実施の原則として位置づけられた。これに基づき、本会でも「環境との調和への配慮」について事業の計画段階から調査・検討を行い、事業計画及び実施設計に反映することとしている。

また、事業実施後も環境の変化等に対応するため、モニタリングによって生物の生息状況を確認・評価し、その結果に基づいた管理手法の見直しや改善策を講じる「順応的管理」が不可欠となる。

●調査地の概要

生きもの調査を実施した小脇団地のピオトープ池は、平成19年度に集落基盤整備事業(旧:農村振興総合整備事業)加治木地区により整備された環境配慮型施設で、生物相調査の結果を踏まえ整備された。

現在は土地改良区や水土里サークル活動組織が適切な維持管理を行い、地域の小学校の環境学習の場としても利用されている。

●生きもの学習会の実施

7月11日、加治木小学校の3年生50人が参加して、ピオトープ池とそこに隣接する水路内で、生きもの調査を行った。



タモ網による調査状況

調査の結果、ピオトープ池では、ツチガエル、アカハライモリ(両生類)、ドジョウ(魚類)のほか、スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)等の貝

類や、ハグロトンボのヤゴ(昆虫類)等が確認された。水路内では、スッポン(爬虫類)、モクスガニ(甲殻類)、カワムツ等が確認され、スッポンを捕まえた児童は、うれしそうにガッツポーズをし、周りの児童も歓声を上げていた。

調査後は、塚田拓・虫中央代表が捕獲した生きものの説明を行い、児童たちは熱心にメモを取っていた。また、「アカハライモリやドジョウは、普段見ることがないので、捕獲できてとてもうれしかった。また参加したい」との声があった。



スッポン



集合写真

この地区は、整備以前から加治木小学校の学習フィールドとして活用されており、毎年開催される学習会は、子どもたちにとって、豊かな学びや感性を育む良い経験となっているだけでなく、整備後の生物相をモニタリングする役割も果たしている。

本会では、今後も学習会等の支援のほか、調査結果を踏まえた、管理手法の提案等も行いたいと考えている。

棚田等保全協議会かごしまが各地で棚田協賛地区のイベントを支援

棚田等保全協議会かごしまでは、棚田・棚畑の保全のため、平成30年度棚田基金事業を活用し、棚田等保全活動協賛事業を実施する15の活動組織が行うイベント等の支援を行っている。

それぞれの活動組織は、都市住民交流事業の一環として、さまざまなイベントを開催しており、その一部を紹介する。

○「ジャンボタニシ捕獲大作戦in舟川後」

開催日：6月2日（土）

開催場所：いちき串木野市舟川後地区の棚田

参加人数：約100名

主催者：舟川後棚田保全会

田んぼに生息し、稲作の害虫であるジャンボタニシを遊び感覚で駆除するイベントが、いちき串木野市舟川後地区で開催された。

イベントでは、ジャンボタニシの生態について市の職員が説明した後、子どもたちが田んぼに入り、捕獲、駆除した。また、子どもたちが楽しめるよう、同じ田んぼに色とりどりのスーパーボールをまいて、拾い集める競争も行った。

その後、棚田の脇を流れる八房川で川遊びをしたり、棚田米で作ったおにぎりや地元の食材を使った煮しめが振る舞われたりと、子どもたちは、日頃は触れることの少ない自然を満喫した。



ジャンボタニシに続きスーパーボールを探す子どもたち

○「尾木場めだかの里米作り体験」

開催日：6月17日（日）

開催場所：日置市東市来町尾木場地区の棚田

参加人数：約120名

主催者：尾木場めだかの里保全委員会

尾木場の棚田は、明治時代に野上休右衛門が開墾した歴史ある棚田で、多くの写真家やメディア関係者も訪れる、美しい景観を有している。

米作り体験は、地元のNPO法人「がんばろう高山」の支援を受けて開催しており、毎年多くの参加者で賑わう。15回目となる今年も、一般参加の家族連れのほか、学校法人原田学園の児童と保護者なども参加した。自然豊かな場所で土に触れ、農作業に汗を流し、地元の方々と交流を図ることで、子どもたちの情操教育に役立つなどの効果も期待されている。

尾木場集落も高齢化が進み、後継者不足が大きな課題となっている。こうした農業体験を通じて農業に興味を持つ若者を増やし、将来の担い手に繋げたいとの思いもある。

同地区では農業体験のほか、11月に「高山ふるさと秋祭り」を開催している。この祭りでは、餅まきや地元の特産品が当たる抽選会などが好評で、多くのリピーターが訪れている。

尾木場めだかの里保全委員会では、今後も棚田地域の保全のため、活動を継続することとしている。



米作り体験をする参加者

○「八重の棚田農業体験（田植え）」

開催日：6月24日（日）

開催場所：鹿児島市郡山町八重地区の棚田

参加人数：約130名

主催者：八重地区棚田保全委員会

八重の棚田は鹿児島市郡山町にあり、鹿児島市の中心部を流れる、甲突川の源流「甲突池」の下流部に位置する。

甲突池では、毎年5月に、豊富な水の恵みへの感謝と五穀豊穡・農作業の安全を祈願する水神祭りが開催されるなど、地域でも大切にされてきた。

この豊かな水を受けて広がる八重の棚田は、市中心部からも車で30分ほどと近いため、農業体験の希望者も多い。今年の農業体験では、棚田オーナー家族20組と一般の参加者、合わせて約130名が田植え体験を行った。

今回は、小学生以下の参加者も多く、賑やかだった。一生懸命に田植えをする子どもたちの姿は、家族の大切な思い出となったことだろう。

また同地区では、12月に八重の棚田イルミネーション「八重のきらめき」を開催している。鹿児島市グリーンツーリズム推進課の働きかけで行われており、約4万5千球のLEDソーラーライトが石積の棚田を照らし、幻想的な夜の棚田をつくり出す。例年、約2カ月の開催期間中に、2,000人以上が訪れるそうだ。

八重地区棚田保全委員会では、市街地から近いという地理的なメリットを活かし、さまざまな取り組みを続けている。



田植え体験をする参加者

○「藤本滝のライトアップ」

開催日：8月11日（土）

開催場所：薩摩川内市樋脇町藤本地区

参加人数：約180名

主催者：藤本地区農地保全会

薩摩川内市樋脇町の南部に位置する、藤本地区には、住民の憩いの場、藤本滝公園があり、そこには、平成21年度に薩摩川内市景観重要資産第1号に認定された「藤本滝」がある。

藤本滝の水は地区内の田んぼの用水源であり、おいしい米をつくり出している。

今年で10回目を迎えた藤本滝のライトアップイベントでは、ライトアップされた幻想的な滝を眺めながら、河川敷で薩摩川内市隈之城町の「クインロールオーケストラ」の演奏などを楽しんだ。

今回は、薩摩川内市観光物産協会が行う「きゃんぱく体験型旅プログラム」に、このイベントが組み込まれたため、例年より多くの参加者で賑わった。

遊歩道の草払いや竹灯籠づくりなど、地区住民も苦勞しながら総出でイベントの準備を行ってきたが、この度、県の「魅力ある観光地づくり事業」の採択を受け、滝周辺の遊歩道等の整備が始まる予定だ。整備後には、さらに多くの人々が安心して藤本滝を訪れられるようになり、地域活性化につながることを期待されている。



ライトアップの点灯式を待つ参加者



各土地改良区の役職員研修会等を開催



湧水町栗野土地改良区役職員研修会の様子

4月から8月にかけて、県内の各土地改良区等が主催する会議や研修会が開催され、本会からも講師を派遣するなどの支援を行った。

各研修会では、それぞれの土地改良区の実情や課題を踏まえたテーマが設定され、役職員の資質向上や、独自に取り組んでいる課題の解決に向けた研修と意見交換等が行われた。

開催状況及びテーマは、以下のとおり。

【研修会の開催状況】

○吹上町土地改良区

4月24日 日置市吹上支所 18名出席

○鹿屋市輝北町土地改良区

5月28日 鹿屋市輝北総合支所 8名出席

○南種子町土地改良区

6月29日 鹿児島市内 18名出席

○穎娃町土地改良区

7月5日 南九州市穎娃支所 15名出席

○湧水町栗野土地改良区

8月2日 県土地改良会館 18名出席

○伊佐地域土地改良区連絡会研修会

8月30日 伊佐市内 23名出席

【研修会のテーマ】

- ・土地改良区の運営（新任役員へ説明）
- ・賦課金の滞納処分
- ・土地改良法の一部改正
- ・水質について
- ・土地改良施設の日常点検 等

【主な質疑、意見、要望等】

○土地改良区の運営

研修を受講した新任役員からは、「土地改良区の運営に対する理事・監事の職務が十分理解できた」、「賦課金徴収の必要性が理解できた」といった声が寄せられた。

○賦課金の滞納処分

実際に取り組んでいる地区の事例を参考に、具体的にどのような手順を進めたらよいかを再確認した。

また、不納欠損処理を行う前に、滞納者を整理し、時効中断手続きを行うなど、未収賦課金に対する事務処理の方法を確認した。

○土地改良法の一部改正

総代会制の要件緩和や総代選挙の改正は、歓迎する声が聞かれたが、理事要件の見直しや員外監事の選任、複式簿記の導入については、不安の声が寄せられた。

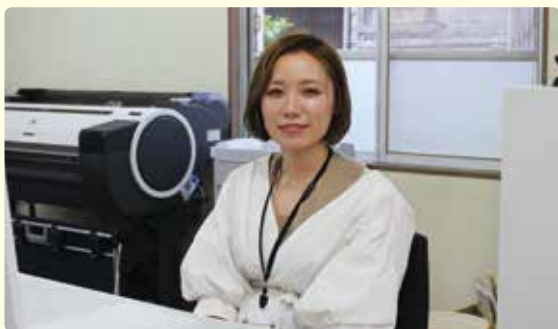
今後、改正法に則って、それぞれの土地改良区の定款、諸規程を改正する必要があるため、具体的な運用等について示されれば、随時情報提供を行うことを説明した。

○水質について

硫黄山噴火の影響で、受益地内の一部が稲作を中止している湧水町栗野土地改良区では、水質に関する研修も行った。役員からは、先行きの見えない不安の中、「水質を改善する方法はないか」、「代替え水源を確保できないか」、「何か手を打たないと農業が衰退してしまう恐れがある」といった声上がり、意見交換を行った。

各土地改良区の役職員研修会について、本会では、研修内容の提案や、講師派遣、個別相談など、地域の実情や要望等に応じた対応を行うこととしています。研修会の要望がありましたら、各出先事務所、または本部管理課会員支援係まで、お気軽にご相談ください。

きらり★水土里女子



土地改良区事務所にて

肝属中部土地改良区(永野和行理事長)は、国営畑地かんがい事業で造成された荒瀬ダムやファームポンド、県営施設等の管理を主な目的として平成24年8月に設立された。組合員は3,990名で、1,537haの畑を受益地としている。

昨年9月までは肝付町役場内で事務を行っていたが、その後、国営水利事業所支所跡地に移り、12月からは荒瀬ダム発電設備の管理を受託して小水力発電事業を行っている。

同土地改良区で主に会計事務を担当している内倉美由樹さんは、今年で23歳。高校卒業後は地元で働きたいと思い、就職活動をしていた時、肝付町の広報誌に求人情報が掲載されているのを目にした。

当時は土地改良区という言葉聞いたこともなく、何をするとところなのかも分からなかったが、生まれ育った地元で働きたい一心で採用試験を受け、平成26年4月に職員として採用された。自分に務まるだろうかという不安もあったが、上ノ堀事務局長が丁寧に指導してくれたおかげで、業務に使われる言葉も、会計の方法も少しずつ分かるようになった。職員同士も相談しやすい雰囲気があり、自分にできることも増え、今は働くことがとても楽しいそうだ。

役員や組合員にも、思いのほか早く馴染めた。役員は事務所に立ち寄って声をかけたり、収穫した野菜や果物を差し入れてくれるなど、気さくで優しい方が多い。組合員も、親戚や小さい頃からの顔見知りが多く、親しみを持って

内倉 美由樹さん(肝属中部土地改良区)

接してくれるそうだ。

今年7月21日、待ちかねた荒瀬ダムの通水式があった。内倉さんも式に参列し、「これから始まるんだ」と改めて気を引き締めた。来年度からは、ダムの管理業務も始まるため忙しくなるが、水利用に関する問合せも来始めており、農家の期待を感じている。

また、併せて賦課金の徴収も始まる。今は定款や規約改正の準備を進める傍ら、今後、複式簿記導入の際に対応できるよう、研修会に参加させてもらったり、広報誌の掲載記事や書籍を使って簿記の勉強にも励んでいる。

今のところ、内倉さんが業務で現場に出ることはないが、以前、事務局長と一緒に、志布志湾側から錦江湾側へと伸びる横長の受益地を回ったことがあり、とても広く感じたそうだ。そこには、おいしい農産物がたくさんあり、地域の人は穏やかで優しい。「畑地かんがい地域の名産品がさらに増え、農家の所得が向上することを願っています。土地改良区の運営を通してその手伝いができるよう、精一杯取り組みたい」と話してくれた。

内倉さんは車とバイクが大好き。休みの日は、ドライブがてら県内外のカフェ巡りをするのも楽しみの一つだ。春や秋には、大型バイクで仲間と一緒にツーリングにも行く。これまで九州各地を回ってきたが、次は大分方面に行ってみようと、計画を温めている。



肝付町に集まったツーリング仲間と(右から2人目)

鹿児島事務所

管内の田植え体験に参加

鹿児島事務所では、水土里サークル活動組織及び棚田保全活動の一環として、管内各地で開催された田植え体験に参加した。

まず、6月8日、9日に鹿児島市四元町で行われた「『米作り』田植え体験」に参加した。この体験学習は、水土里ネットまつもとが、毎年開催しているもので、8日は甲東中学校2年生75名、9日には春山小学校4年生80名が参加した。

田んぼに入るのは初めてという児童生徒も多く、水土里サークル活動組織の「四元地域資源保全隊」や地元農家の指導のもと、田植えを行った。初めは転ばないように慎重に歩いていた子どもたちも、最後は泥だらけになりながら一生懸命に植え付けをしていた。



転ばないように慎重に歩く参加者たち



地元農家の熱心な指導

次に、美しい棚田の景観とともに多数のメダカが生息していることで知られる、日置市東市来町養母にある尾木場の棚田で、6月17日、

棚田保全活動の一環として「尾木場めだかの里米作り体験」が行われた。第15回目となった今回も、多くの家族や学生が参加した。今年は例年より雨が少なく、田んぼの水の確保に大変苦労したそうだが、無事に植え付けが終わり、地元の方々も喜んでいた。



尾木場の棚田での田植え

最後は、日置市吹上町永吉梅里にある「山神の郷公園」入り口の水田で行われた、「田植え体験会」について紹介する。この体験会は「永吉ふるさとを守る会」の主催で、6月22日に開催され、永吉小学校、花田小学校、和田小学校、永吉保育園から、児童や園児、教諭、保護者など約100名が参加した。田んぼに入った子どもたちは、足から伝わる田んぼの感触や冷たさに、「きゃー！」という声を青空に響かせていたが、数分後には、泥遊びをするほどはしゃいでいた。



永吉の田植え体験には多くの人が参加した

今回の参加を通して、各地域の農業を肌で感じることができた。鹿児島事務所では、今後も秋の収穫など地元のイベント等に参加し、地域と交流を図っていくこととしている。

大隅事務所

国営かんがい排水事業 肝属中部地区 荒瀬ダム通水式

7月21日、国営かんがい排水事業により肝属中部地区に建設された荒瀬ダムの通水式が開催された。

今回通水式が行われた荒瀬ダムは、鹿屋市及び肝属郡肝付町にまたがる畑作農業地帯1,537haを対象とする新規農業用水確保のために建設されたもので、パイプライン等の畑地かんがい整備によって計画的な水利用を行い、農業の生産性向上と経営安定を目的としている。

荒瀬ダムは肝属郡肝付町波見地内に位置し、肝属川水系の一級河川、荒瀬川の上流に建設されている。堤高65.6m、堤長407.5m、堤体積1,741千 m^3 、総貯水量2,580千 m^3 、有効貯水量2,180千 m^3 の、中心遮水ゾーン型ロックフィルダムである。昭和58年度より地区調査が始まり、平成9年度に事業が着工された。その後、平成29年10月の試験湛水を経て、平成30年3月にダム供用を開始し、今回の通水式に至った。

式典では肝属中部地区畑地かんがい事業推進協議会会長である永野和行・肝付町長をはじめ、鹿屋市、肝付町職員や事業関係者など約100名が出席して事業経過報告や通水セレモニーが行われ、通水開始を祝った。



盛大に通水式が行われた

式典後には、荒瀬ダムの堤体にてダムの概要説明や中央管理棟の視察が行われ、その後、ダ

ムの受益地である附帯県営事業の第七肝付地区のほ場において、末端散水器具の散水視察も行われた。



荒瀬ダム概要説明の様子

散水視察では、事業で整備された給水栓や給水装置、埋設型のスプリンクラーによる散水のデモンストレーションのほか、噴射ホースやロールカーによる散水実演が行われた。散水方法や負担金などについても説明があり、参加者は熱心に聞き入っていた。



散水についての説明と実演が行われた

視察後には祝賀会も行われ、国営かんがい排水事業や式典の関係者等が参加し、事業関係者に対する感謝を述べ、これまでの苦勞を労った。

国営肝属中部地区では、今後、荒瀬ダムを活用した水利用を進め、作物生産性の向上や農作業の効率化へ繋げるとともに、気象・自然災害の防止及び高収益作物への転換などの効果を実現することが重要課題となる。

大隅事務所としても、附帯県営事業による給水栓設置や末端散水施設導入の普及啓発及び推進に努めていきたい。

徳之島支部

「徳之島農業の基盤づくり見学会」に参加

8月3日、「徳之島農業の基盤づくり見学会」が伊仙町で行われ、地元の小学生とその保護者及び大島支庁徳之島事務所、伊仙町、徳之島町、天城町、土地改良区の職員等約40名が参加した。

この見学会は、次代を担う子どもたちが徳之島管内の農業農村整備事業の現地見学を通して「これからの徳之島農業や地域社会はどうあるべきか」を考える機会になればと、小学生を対象に奄美群島農業農村整備事業推進協議会が毎年開催している。



区画整理の現場を見学

はじめに、現在、区画整理事業が行われている現場を見学した。現場では、区画整理を行った場合、作業の効率化や生産コストの低減はもちろん、ほ場に接続する道路が整備されて大型農機の乗り入れが容易になり、排水状況が改善され、沈砂池・浸透池により赤土の流出も防止されるなど、さまざまな効果があることを担当者が説明した。

次に徳之島中央家畜市場を見学し、施設の概要や出荷される牛の飼育過程、セリ市を通して子牛が全国の肥育農家に出荷されていることなどの説明を受けた。

その後は徳之島ダムに移動し、ダムの管理施設や地下施設、小水力発電施設を見学した。

徳之島ダムに貯水された水は、農業用水として島内各地にあるファームポンドに送水され、農地まで届けられる。降雨量の少ない徳之島の農業を支える、重要な施設であること等、担当者から説明を受けた。



ダム施設の見学

最後に、畑地かんがい施設の試験ほ場を見学した。この試験ほ場では、散水を行う「かん水区」と散水を行わない「無かん水区」を比較して、サトウキビの生育や収量にどのような変化があるのかを調査している。子どもたちはスプリンクラーでの散水を間近で見、水の勢いに少々驚いた様子だった。



試験ほ場でスプリンクラーの見学

この見学会に参加した子どもたちが、これからの徳之島農業や地域社会について考えてくれることを願うとともに、徳之島支部では、畑地かんがい地区での実証結果をもとに、今後も徳之島島内で、畑地かんがい事業の推進を図っていくこととしている。

新規採用職員を紹介

曾於支部 畑地かんがい係 さの こうき 佐野 弘貴



皆さん、はじめまして。4月に曾於支部畑地かんがい係に配属されました、佐野弘貴です。生まれも育ちも宮崎県で、地元の都城農業高等学校の農業土木科を卒業しました。祖母が農業をしており、私も農業に携わる仕事に就きたいと思入会しました。入会して半年が経ち、少しずつ職場の雰囲気にも慣れ、充実した毎日を過ごしています。

現在は、積算参考資料の作成、農道台帳の図面や調書の作成等を行っています。業務では、聞き慣れない用語を耳にすることも多く、その都度、自分で調べたり、先輩方に教えていただきながら業務に取り組んでいます。

また、業務の他にも地域の土地改良区が主催する隧道探検隊や田植えなどに参加し、とても貴重な体験をすることができました。今後もこのような活動に積極的に参加して、地域の農業について学びたいと思います。

私の趣味は、中学、高校と6年間続けてきたバスケットボールです。最近は時間が取れずにはありますが、機会があればクラブチームに所属して今後も続けたいと思っています。

これからの目標は、1日も早く仕事を覚え、正確かつ迅速な仕事ができるようになることです。これから実務経験を積んで、2級土木施工管理技士などの資格取得を目指したいと思えます。まだ、わからないことばかりですが、与えられた業務をしっかりと処理できるよう取り組みたいと思います。今後ともご指導のほど、よろしくをお願いします。

徳之島支部 畑地かんがい係 まみや なおき 間宮 直樹



皆さん、はじめまして。本年度4月より徳之島支部畑地かんがい係に配属されました、間宮直樹です。

宮崎県都城市出身で、都城農業高等学校を卒業後、宮崎県産業開発青年隊に入隊しました。卒隊後は地元の建設会社へ就職し、現場管理を勉強しました。その後、今まで学んだ知識を農業の発展に活かしたいと考え、本会に入会しました。

現在は先輩方にいろいろと教わりながら、計画平面図の作成、水理計算、現地調査、現地打ち合わせ等の業務に携わらせてもらっています。今までに学んだことを十分に発揮しつつ、一つ一つ丁寧な仕事ができるよう、努力していきたいと思います。

また、分からないことは上司にしっかりと確認を取り、新たな知識として自分の中に蓄えて今後の業務に活かしたいと思います。

趣味は小、中学生時代にやっていた野球で、徳之島の地元チームに入り、大会に向けて練習しています。チームに貢献できる選手になれるよう、頑張りたいと思います。

入会し、半年が過ぎますが、初心を忘れず、今後も着実に業務に取り組み、鹿児島県土地改良事業団体連合会に貢献できる職員になれるよう努力したいと思います。

未熟なため、皆さまにご迷惑をおかけするかもしれませんが、安心して仕事を任せられる職員になれるよう努めますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願いたします。

日本政策金融公庫からのお知らせ 非補助農業基盤整備資金のご案内

◆非補助農業基盤整備資金とは

土地改良区などが国から補助を受けずに、かんがい排水やほ場整備などの事業に取り組み、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合、日本政策金融公庫が農家負担の軽減を目的に、土地改良区などに対して融資する資金です。なお、県または市町村の単独の補助事業も本資金の対象となります。

◆融資の条件

■貸付対象者

土地改良区、農業協同組合、農業を営む個人など

■貸付最高限度額

土地改良区などが当該年度に負担する額（ただし、1件あたりの最低限度額は50万円）

■貸付利率（固定金利。平成30年10月18日現在）

区 分	借入期間にかかわらず
団体営（非補助）	0.40%

なお、金利情勢によって変動しますので、最新の金利は公庫にご確認ください。

■償還期限

25年以内（うち据置期間は10年以内）。

■融資対象事業

代表的な事業は次のとおり

事業種類	事業内容
かんがい排水	頭首工、用排水施設、水路
畑地かんがい	スプリンクラーなどの畑地かんがい施設の新設・改良
ほ場整備	区画整理、用排水路、暗渠排水、農道などの総合的な整備
農道整備	拡幅や舗装などの農道の整備
維持管理	土地改良施設の補修・更新、土地改良区事務所の建設、小水力発電施設などの新設・改良、維持管理に必要な巡回車の取得やコンピューターの取得など

【お問い合わせ】

〒890-0821 鹿児島市名山町1番26号 3階

日本政策金融公庫 鹿児島支店 農林水産事業 TEL：099-805-0511

平成30年度「ため池のある風景」写真コンテスト作品募集

全国ため池等整備推進事業推進協議会では、ため池の存在と大切さを広く知っていただこうと、全国水土里ネット及び各都道府県水土里ネットの協賛で、平成30年度「ため池のある風景」写真コンテストの作品を募集しています。毎年、本県からもたくさんの方が応募し、入賞されています。

詳細は、全国水土里ネットホームページ「新・田舎人フォーラム」(<http://www.inakajin.or.jp/>)をご確認ください。

1. テーマ：農業用ため池(ただし、ダムは除く)、農業用ため池を含めた農村の風景、ため池と棚田、ため池を管理する農家、ため池の四季など、自由。
2. サイズ：四つ切りまたはワイド四つ切り
3. 応募方法：カラー、モノクロは自由。加工作品、合成写真不可。未発表作品に限る。人物が写る場合は本人の了解を得る。所定の応募票を作品の裏に必ず貼付する等
4. 応募〆切：平成30年12月31日(月)当日消印有効
5. 発表：平成31年3月頃、全国水土里ネットホームページにおいて発表
6. 問合せ・応募先：TEL:03-3234-5591

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館 4階
全国水土里ネット内「ため池のある風景」写真コンテスト係

平成30年度版「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き」発行

平成30年度版「農業農村整備事業の地方財政措置の手引き」が、全国水土里ネットより発行されます。主な改正内容は次のとおりです。

購入される方は、全国水土里ネットへ直接お申し込みください。

- 公共事業等債適用事業の新規創設及び拡充
- 公共施設の老朽化対策の推進
- 関係基礎データの更新等

1. 装丁・価格：A4版 52ページ程度 1,200円(税込) 送料別
2. 発行予定：平成30年11月上旬
3. 申込先：全国水土里ネット 事業部(TEL:03-3234-5592)まで

第27回かごしまフォト農美展 展覧会の開催について

本会では、鹿児島県農業農村整備情報センター、鹿児島県、南日本新聞社と共催で、鹿児島県内の魅力ある農業と農村をテーマにした公募写真展、「第27回かごしまフォト農美展」の展覧会を開催します。

豊かな自然、ゆとり、やすらぎ、うるおいなど、農が伝えるメッセージ満載の写真展に、ぜひお越しください。

1. **開催日時**：平成31年1月8日(火)～14日(月・祝) 9:30～18:00
※ただし、14日は17:00まで
2. **開催場所**：鹿児島市立美術館 一般展示室
3. **入場料**：無料
4. **問合せ**：鹿児島県農業農村整備情報センター(TEL:099-223-6195)まで

平成30年度 水土里ネット役職員研修会の開催について

本会では、県内の水土里ネット(土地改良区)の役職員を対象に、研修会を開催します。

対象となる皆さまには、後日改めて詳細をご案内いたします。

1. **開催日時**：平成31年1月22日(火)
2. **開催場所**：かごしま県民交流センター 2階大ホール
3. **問合せ**：水土里ネット鹿児島 総務部 管理課(TEL:099-223-6116)まで

徳之島支部の事務所移転について

本会徳之島支部は事務所の改修工事を完了し、10月30日より、以下の事務所に移転し業務を行うこととなりました。

これを機に職員一同、気持ちを新たに、皆さまのご期待に添えますよう、一層の努力を重ねてまいり所存です。今後とも、さらなるご支援を賜りますよう、よろしくごお願い申し上げます。

【徳之島支部】

〒891-7101 鹿児島県大島郡徳之島町亀津7216 県合同庁舎内

TEL:0997-83-4004 または 0997-83-4005 / FAX:0997-83-4006

水土里ネットの更新情報 (設立・解散、理事長の変更等)

●新理事長

鹿屋市西原土地改良区

牧窪 伸文(就任日:平成30年6月1日)

十三塚原土地改良区

山下 勝義(就任日:平成30年8月11日)

会議・研修会情報

主として会員を対象とする会議・研修会等の平成30年9月21日現在の予定です。
変更になる可能性もありますので、詳細は事前に担当課までお問い合わせください。

開催日(予定)	名称	対象	場所(予定)	問い合わせ先
11月1日	多面的機能支払交付金 平成30年度 水路目地補修技術講習会	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	枕崎市	事業部 農村整備課
11月5日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 県内研修 (リーダー育成研修会)	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	鹿屋市	事業部 農村整備課
11月6～8日	小水力等発電導入技術力向上研修 [維持管理技術者育成研修]座学研修・現地研修	県農業水利施設小水力等 発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
11月8日	九州「農地・水・環境保全」フォーラムin宮崎	九州各県市町村 水土里サークル活動組織	宮崎県	事業部 農村整備課
11月15日	多面的機能支払交付金 平成30年度 水路目地補修技術講習会	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	始良市	事業部 農村整備課
11月15日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 県内研修 (施設補修手法に関する研修会)	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	西之表市	事業部 農村整備課
11月20日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 県内研修 (施設補修手法に関する研修会)	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	さつま町	事業部 農村整備課
11月21～22日	鹿児島県農業集落排水事業連絡協議会 県内研修会	協議会加入団体	奄美市	事業部 農村整備課
11月21～22日	土地改良区体制強化事業(技術実践向上研修事 業)研修会	市町村、土地改良区	福岡県	総務部 管理課
11月22日	農村災害復旧専門技術者認定講習会	県、市町村、土改連	鹿児島市 (土改連本部)	総務部 管理課
11月中旬	平成30年度 第2回監事会・監事監査 (中間監査)	監事	鹿児島市 (土改連本部)	総務部 総務課
11月28日	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 県内研修 (施設補修手法に関する研修会)	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	出水市	事業部 農村整備課
12月6日	土地改良区体制強化事業統合整備推進研修会	県、市町村、土地改良区	熊本県	総務部 管理課
12月6～7日	中山間ふるさと・水と土保全推進(棚田)事業 現地研修会	協議会会員、市町村 棚田等保全活動組織等	宮崎県	事業部 農村整備課
12月上旬	平成30年度 換地計画実務研修会	市町村、土地改良区	鹿児島市 (土改連本部)	事業部 換地課
12月中旬	平成30年度 第2回理事会	役員等	鹿児島市	総務部 総務課
1月21～25日	小水力等発電導入技術力向上研修 専門技術者育成研修[法規編]	県農業水利施設小水力等 発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
1月22日	平成30年度 水土里ネット役職員研修会	土地改良区	鹿児島市 (県民交流センター)	総務部 管理課
1月下旬	中山間ふるさと・水と土保全対策事業 県内研修 (施設補修手法に関する研修会)	県、市町村、土地改良区 水土里サークル活動組織	いちき串木野市	事業部 農村整備課
2月上旬	平成30年度 第3回理事会	役員等	鹿児島市 (土改連本部)	総務部 総務課
2月上旬	平成30年度 九州ブロック交換分合実務研修会	市町村、土地改良区	熊本県	事業部 換地課
2月18～22日	小水力等発電導入技術力向上研修 専門技術者育成研修[法規編]	県農業水利施設小水力等 発電推進協議会会員	東京都	土地改良研究所
2月中旬	平成30年度 土地改良換地士部会	県、市町村、土改連等 土地改良換地士	鹿児島市 (土改連本部)	事業部 換地課
2月下旬	地域土改連連絡協議会(通常総会説明会)	市町村、土地改良区	各管内	総務部 総務課

編 集 後 記

▼水土里サークル活動シンポジウムも今年で11回目の開催となりました。活動組織の事例発表では、ドローンを使った地区紹介やご当地キャラクターの応援など、工夫を凝らした演出に会場は盛り上がりました。組織の皆さんが楽しく活動を継続されている様子を頼もしさを感じました。▼昨年に引き続き、土地改良法が一部改正・公布されました。土地改良区の運営に直結する内容であり、来年4月の施行を前に、不安や戸惑いの声も上がっています。本会では地域連絡会議等の回数を増やすなど、各土地改良区が適切に対応できるよう支援を行ってまいります。▼国営事業で造成された荒瀬ダムの通水式が挙行され、肝属地域の農業に新たな歴史が刻まれました。本誌でも「きらり水土里女子」や、大隅事務所からの管内だよりでご紹介しています。荒瀬ダムが農業振興と地域の発展に大きく寄与することを期待しています。(K)



水土里ネット鹿児島

鹿児島県土地改良事業団体連合会
〒892-8543 鹿児島市名山町10-22
TEL.099-223-6111(代) FAX.099-223-6130